

平成 2 1 年川西町議会

第 3 回定例会会議録

開会 平成 2 1 年 9 月 1 1 日

閉会 平成 2 1 年 9 月 1 8 日

平成 2 1 年川西町議会  
第 3 回定例会会議録

( 第 1 号 )

平成 2 1 年 9 月 1 1 日

平成21年川西町議会第3回定例会会議録（開 会）

招集年月日	平成21年9月11日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	平成21年9月11日 午前10時 宣告	
出席議員	1番 松本史郎 2番 香川明英 3番 島田育浩 4番 宗行正昭 5番 今田吉昭 6番 寺澤秀和 7番 森本修司 8番 杉井成行 10番 芝 和也 11番 大植 正 12番 石田晏三	
欠席議員	9番 中嶋正澄	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 上田直朗 副町長 松本ひろ子 教育長 森杉衛一 理事 大山泰司 産業建設部長・水道部長 松本公一 福祉部長 山嶋健司 総務課長 森田政美 企画財政課長心得 西村俊哉 健康福祉課長 福本哲也 教委総務課長 栗原 進	
	監査委員 木村 衛	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 中峯潤子 議会事務局 高間隆弘 モニター係 中川直樹	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	11番 大植 正 議員	12番 石田晏三 議員

# 川西町議会第3回定例会(議事日程)

平成21年9月11日(金) 午前10時00分開会

日 程	議案番号	件 名
第 1		会議録署名議員の指名
第 2		会期の決定
第 3		諸報告 健全化判断比率についての報告について 川西町土地開発公社の経営状況等の報告について 定期監査報告について
第 4		一般質問
第 5	認定第1号	平成20年度川西町一般会計・特別会計決算について
第 6	認定第2号	平成20年度川西町水道事業会計決算について
第 7	承認第9号	平成21年度川西町一般会計補正予算の専決処分について
第 8	承認第10号	平成21年度川西町一般会計補正予算の専決処分について
第 9	議案第36号	平成21年度川西町一般会計補正予算について
第10	議案第37号	平成21年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について
第11	議案第38号	平成21年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について
第12	議案第39号	平成21年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算について
第13	議案第40号	平成21年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について
第14	議案第41号	平成21年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算について
第15	議案第42号	川西町税条例の一部改正について
第16	議案第43号	川西町乳幼児医療費助成条例の一部改正について
第17	議案第44号	川西町心身障害者医療費助成条例の一部改正について
第18	議案第45号	川西町母子医療費助成条例の一部改正について
第19	議案第46号	川西町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
第20	議案第47号	川西町立幼稚園保育料及びバス使用料徴収条例の一部改正について
第21	同意第3号	川西町教育委員会委員の任命について

(午前10時00分 開会)

議長（森本修司君） 皆さん、おはようございます。

これより、平成21年川西町議会第3回定例会を開会いたします。

会議に先立ち、9番 中島正澄議員より本日の定例会への欠席届が提出されておりますので、御報告させていただきます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

町長より、定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。

町長。

町長（上田直朗君） おはようございます。

本日、9月定例議会を招集いたしましたところ、議員各位には、大変お忙しい中御参集くださいます。まことにありがとうございます。

平素は、川西町の町政の推進のために大変御尽力をいただき、また御協力をいただいておりますことに、深く感謝を申し上げる次第でございます。

さて、私は、去る8月4日をもって4期目の任期を終了し、5期目の新たな任期に入って最初の議会を迎えたわけでございます。4期目の任期の満了を迎えますに当たりまして、去る3月議会では議員各位から温かい御推挙を賜り、また、川西町の多くの団体や各方面の方々からの御推挙、御支援をいただき、選挙によりまして町民の皆様方に再度選んでいただいて、引き続き町政を担当することになりました。初心に返り、新たに身を引き締めながら職務に当たっているところでございます。

改めまして、厚く御礼を申し上げます。

今、私たちの社会は大きな変革の時を迎えております。先日の衆議院総選挙では、戦後初めてという選挙での政権交代がなされたところでございます。今までの国と地方のあり方、政策決定のプロセスがどのようになっていくのか、町政への影響はいかほどのものであるのか、注視しているところでございます。

このような状況であります。住民の皆様方に最も近い基礎自治体である町といたしましては、状況をよく見きわめながら町政の運営をしていくことが求められているところであり、そして、このような情勢でありますからこそ、健全な財政運営を基本としながら、統合した小学校の充実とコミュニティの活性化、子育て支援や保健・福祉の充実により、町民が安全で安心して暮らせるまちづくり、住んでよかったと実感できるまちづくりに取り組んでまいり所存でございますので、議員各位には、よろしく御理解と御協力を賜りますことをお願い申し上げます。

本議会では、平成20年度の決算を初め、多数の案件を提出いたしております。何とぞよろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（森本修司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、11番 大植正君及び12番 石田晏三君指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より18日までの8日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森本修司君) 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日より18日までの8日間と決定いたします。

日程第3、諸報告に入ります。

町長より行政報告として、報告第5号、平成20年度決算に基づく健全化判断比率についての報告についてと、報告第6号、川西町土地開発公社の経営状況等の報告についてをお手元に配付いたしておりますので、御清覧おき願います。

次に、報告第7号、平成21年6月から平成21年8月期までの例月出納検査の結果報告を木村監査委員より報告を求めます。

木村監査委員。

監査委員(木村 衛君) 平成21年6月から8月期に行いました例月監査の結果を御報告申し上げます。

寺澤監査委員とともに、地方自治法第235条の2第1項並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定により、平成21年度の川西町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の出納及び予算の執行状況につきまして、会計管理者並びに水道部長に必要な調書の提出を求め、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受けまして、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計における予算の執行並びに現金の出納・保管などにつきましては、過誤もなく適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

議長(森本修司君) 監査報告が終わりましたので、日程第4、一般質問に入ります。

順次質問を許します。

2番議員 香川明英君。

2番議員(香川明英君) それでは、議長より発言の許しを得ましたので、一般質問を行わせていただきます。

まず1点は、保育行政をめぐっての現状と今後の展望の課題についてであります。

少子高齢化社会が今日の大きな政策課題となっておりますが、子育て支援の基礎となる保育基盤が我が町で脆弱な状況がこの間浮き彫りになってまいりました。私はこれまで、保育行政の課題に対して行政の主体的な取り組みを求め、課題を指摘してまいりましたが、これまで何とか最低限度の保育水準を確保すべく努力が重ねられてきていると聞くところであります。しかし、書面上では最低限度の保育水準は幾つかの点を残しつつもおおむね整備されてきたということなのでしょうけれども、果たして実態はどうなんのでしょうか。実態ある苦情処理委員会や保護者会など組織されるようになってきたのでしょうか。保育体制の基盤を整える諸条件はどこまでクリアされてきたのでしょうか。その実情や現状について明らかにしていただき、課題も明らかにしていただきたいと考えているところであります。

す。

そして、今年4月に入所定員の改定がされ、120名ということになっているところでありませけれども、年度当初から入所ができずに、幾らかの待機状態が生じました。これは、経済情勢の厳しい状況が予想以上に入所希望者を上回らせているものと考えられるところでありませけれども、その児童の待機状況は、その後何とか解消したと聞いてきたわけですが、現在もなお新たな入所希望者に対して待機を求めざるを得ない厳しい現状のようです。聞くところによりますと、現在6名の待機があると聞いているところです。収入が減って、母親が働きに出なければ生活のめどがつかないという今日の厳しい現状を反映しているものと予想されます。それほどにせっぱ詰まった住民生活があることに機動的に対応することが求められているのではないのでしょうか。

いずれにせよ、スムーズに入所できる工夫が必要ですし、待機の出ない速やかな入所の方策と基礎的な保育条件の整備拡充が求められるところでありませ。また、ゼロ歳児保育や障害児保育についてもいまだ手がついておらず、ほかの市町村から随分おくれをとっているのが現状でありませ。真剣に検討されていかなければなりません。いつまでも近隣の自治体の保育所頼みではいけないのは誰の目にも明らかなことでありませ。

このような現状に対して、また、子育て支援の観点からも、町政の重要な柱として子どもの全的な発達を位置づけ、老朽化している施設整備も含んで、根底から10年後、20年後を見据えての将来的な保育のあり方、保育行政の推進について具体的な方策を検討する段階に来ているのではないかと考えるところです。

町行政としてどのように保育のあり方を展望し、保護者に信頼ある状況を整えていくのか、現時点での町長の御認識と所見をお聞かせいただきたいと思っています。

第2点目には、唐院小学校の跡地利用の検討についてでありませ。

川西小学校への統合が、保護者を初め地域の関係者各位の努力によってスムーズに実現してまいりました。残された課題は、これに引き続いて学校施設を新しく建て替える計画とあわせて、唐院小学校の跡地利用の方向になります。とりわけ跡地利用については、広い視野で幅広く検討していかなければなりません。庁内では、唐院小学校の跡地利用の検討について各部局で協議することとなっていると聞き及んでいますし、また始められているようですが、どのような手順や方法で協議・検討がされているのでしょうか。私には、この間課題として挙がっている、先に述べました保育施設の充実の適地との思いがあっても、それはあくまでも規模的にも一部でしかなく、それで足りるスケールのものではございませ。今のところ、私にも具体案は持てていませ。広い視野で町政としてどうしていくのが最もふさわしいのか、住民から拙速とそしりを受けないように、少なくとも手順や方法を整理する必要があるのではないかと感じるところでありませ。

かけがえのない川西町住民の保有財産でありませ。住民にとって透明で有効に活用していかなければなりません。少なくともその決定過程に住民代表が加わり、住民にその過程が公開されていかなければなりません。現在、いまだそうした段階に至っていないとはいえ、開発許可の制限条件や町としての優先課題等の検討

の基礎となる条件の整理が必要です。その上で各部局からの計画案を募り、検討・審議する機関の設置や関係機関やこれから対象となる関係者などとの折衝を重ねていくことになるのではないかと考えているところでもあります。

その道筋について、町長はどのようにお考えいただいているのか、お示しいただきたいと思っております。

以上でございます。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） まず、保育行政の件でございます。

本町の保育行政の中で、町の保育所の措置及び保育の実施におきましては、これまでは成和保育園が昭和24年6月に設立された町唯一の私立の保育所として、また、昭和51年に設立されました町立下永保育園とともに、その占めるウェイトは大きいものでございました。平成17年度11月に、成和保育園で保護者の信頼を損なうような事件がございまして、議員もご承知のことと思っております。その後、県のこども家庭課による2度の指導監査を初め、町と園と6度の会議を実施して、運営の正常化を図ってきたところでございます。現在、県及び町の指導事項につきましては是正されておりました、議員の御指摘の件につきましては、苦情処理マニュアルを作成し、相談窓口も設置して、園長、事務長及び主任保育士で対応されております。

保護者会につきましては、園において呼びかけを行っておりますが、まだ設置されておられません。厚生労働省の見解によりますと、保護者会については児童の保護者が任意で結成できるものであるということになっております。現在、保護者会に代わるものとしたしまして、全児童の保護者を対象として個人懇談会を年に1回実施されております。また、4歳児及び5歳児につきましては、クラスごとの懇談会を年2回実施されております。

成和保育園において本年度4月に保育を実施しております児童数は109名でございます。入所待ちの児童は6人でございますけれども、いわゆる待機ではなくて、ゼロ歳児保育を実施しておりませんので、生後11カ月という月日が経過いたしますと要件が整いますので、1歳児として入所されるわけでございます。9月現在で、この6人につきましては、生後11カ月を経過後の1歳児として順次入所されております。

現在、保育園の施設の中では、新しいものでも昭和50年の建築でありまして、ゼロ歳児保育を実施するためには、施設の改善を要すると思っております。

障害児保育につきましては、個人面談の上、入所の判断をされております。前年度に入所希望のあった1件につきましては、対応できないということで、成和保育園へは入所できませんでした。保育に欠ける障害児につきましては、保育所の集団保育が可能な限り、できるだけ保育所に受け入れて、健全な児童とともに保育することが、その福祉を図るために望ましい方法である。そうしたところからも、町としても川西町障害児保育事業補助交付金要綱を作成して、障害児の保育に助成し、受け入れを促進しております。成和保育園に対しましても、障害児のより積極的な受け入れに関してこれからも協議していきたい、

こういうふうと考えております。

全国で認可保育園に申し込みながら満員で入所できない待機児童は、本年4月1日時点で、前年同期と比べまして5,834人、29.8%、約30%弱の増でございまして、2万5,384人でした。2年連続の増加で、2万5,000人を超えたのは6年ぶりということでございまして、増加の人数や率は現行方式の統計を始めて以来、過去最高を記録しているということでございます。

昨年秋以降、雇用情勢や賃金水準が悪化しており、厚生労働省は、不況で共働きが増えたのが大きな原因と見ているところでございます。

本町におきましても、4月1日現在の保育所入所児童の人数は、平成19年度は102名で、平成20年度は110名、平成21年度、今年度は130人となっております。成和保育園の入所児童数は、20年度が90人に対しまして、21年度の4月1日現在で109人となっております。9月現在118人、10月には定員の120人になる見込みでございまして、また、9月現在の入所待ちの児童は6人でございまして、そのうちの5人につきましては、いわゆるゼロ歳児でございまして、ゼロ歳児保育を実施しておりませんために、生後11カ月という要件を待っているというのが現状でございまして、待機児童の1名につきましても、定員に達しておりませんけれども、定員の15%まで入所について認められますために、職員の手当てができ次第、入所できる見込みということになっております。

保育所は、保護者が働いたり病気の状態にあるなどのために家庭において十分な保育ができない児童を家庭の保護者に代わって保育することを目的とした施設でございまして、通所する児童の心身の健全な発達を図る役割も有するものでございまして、保育園は、国が定めた保育所保育指針や児童福祉施設最低基準などのそれぞれの規定の厳守のもとに、児童の成長を支援する保育の実施に取り組んでおります。今後も子育て支援という広い分野において、保育所の監視や監督を行い、子育て支援のための取り組みを行ってまいりたいというふうに考えております。

また、昨年度には厚生労働省のほうで社会保障審議会少子化対策特別部会におきまして、保育所を利用される利用者との直接契約を導入するという方針が打ち出されておりますので、最低基準の廃止、見直しや政府におきますそうした施策の変更が行われる見込みでありますので、今後それらを十分に踏まえながら対応してまいりたい、このように考えております。よろしく御理解いただきたいと思っております。

それから、唐院小学校の跡地の利用についての御質問でございまして。

この4月に閉校となりましたが、その後も一部給食センターとして管理運営を行っておりますし、また、体育館は避難場所として指定をいたしております。町といたしましても、この施設及び跡地を有効かつ効率的に活用するための検討といたしまして、まず唐院小学校跡地利用庁内検討会議を立ち上げまして、関係各課により具体的な利用計画を求めるべく、第1回会議を9月の初めに開催したところでございます。

この会議では、各部署でそれぞれ所管する跡地利用施策の活用方法について具

体的内容を検討いたしてまいります。避難場所として、また給食センターとして活用いたしておりますので、これらとあわせて検討していく必要がございます。ある程度具体的になってまいりましたら、外部の方からもいろんな意見をお聞きするよう、跡地利用の検討会を設置して、庁内検討会議により作成された活用方法の内容について検討していただきたいと、こういうふうに思っております。川西町の財産である唐院小学校跡地については、全庁的に、そしてまた地域の皆さん方の意見を聞きながら取り組んでいきたいと、このように考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思っております。

議 長（森本修司君） 香川議員。

2番議員（香川明英君） そういう意味では、保育所の現状としては改善されてきたということで認識を改めて進めていきたいと思っております。やはり町の主体的な望ましい保育の内容であるとか、あるいは今後の先を見据えた整備の方向であるとかいうことも含めて、基準をつくっていく、あるいは基本的な計画づくりを展望していくということが必要ではないかというふうに思っています。

これまで長い間お世話になってきて、町が委託をするという形で来たわけですが、その内容について、ある程度町が求める保育内容といえますか、水準といえますか、そうしたことも含めて協議をしていくという方向でなければ、一法人の力だけではなかなか十分でないというようなこともあると思っておりますので、そういう意味では、町が保育の内容のあり方について基本的なラインを出しながら、そこにすり寄せていくというような方向性が今求められるのではないかと。また、老朽化や耐震の問題も含めまして、やはり河川敷等の立地条件の問題も含めて、建て替えがなかなか許可が出にくいというような状況もありますので、他町との関係を見ましても、非常に老朽化が進んでいるということもあわせて、今後成和保育園がそうした建て替えの意思を持ってもらえるのかどうか、その辺もあわせて今後の保育行政の展望を開くような検討の時期に今来ているのではないかなというふうに思うところであります。

そうした意味で、基準づくりというか、町が求める保育の内容のあり方というのを示しながら、そこに内容充実をすり寄せていってもらって、そういう方向性が求められているというふうに思います。

それから、跡地利用の件につきましては、まだまだ検討といいますが、課題として整理の方向を考えられているということだと思いますし、現実には、町長も今述べられましたように、給食施設の関係、あるいは避難所との関係も含めて考えていかねばならないのは重々承知しているところでありますけれども、教育委員会を中心に検討が始まったというようなことも含めてお聞きしましたけれども、基本的には全庁的な討議を中心にしながら、町としてどういう活用をしていけばいいのか、ある意味、学校建設、建て替えが課題になっている関係上、財政的には適切な企業に売れたら一番助かるというようなこともあるわけですが、今の経済状況の中で非常に厳しいですし、また、そこに絞り込んでも、相手があることですから、なかなか決まり切らないという部分も含めて、後の手だてをなくしてしまうというようなことがあってもなりませんし、広い視野で、町の施策として何が必要なのか、基本的には売り払うこともあわせて行くのか、それとも

残して再活用をするのかということも含めてなってくるかと思えますけれども、そうした広い視野で取り組みをよろしく願いしておきたい。

そういう意味では、その際にある程度の枠を、いわゆる建設条件であるとか、あるいは活用・利用の条件を整理をいただきながら、銘々担当部なり各課で協議といいますが、ある程度の基準がなければなりませんし、その方向性を大まかなものを示して協議していくということが必要ではないかと思えますので、よろしく願いしたいと思えます。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） まず、保育所のことでございますけれども、先ほども申しましたように、成和保育園は昭和24年に設立されました。その後増築をされ、そしてまた建物も整備をされてまいりました。一時は成和保育園も230名ほどの児童数を保育するという規模まで大きくなったんですけれども、少子化の中で最近では児童数も減ってまいりましたので、昨年度から定員を120名に減らされての保育をされているわけです。そういう中で、ゼロ歳児を保育していくとか、あるいはまた障害児を受けていくということになってまいりますと、児童数によって保育士の数を相当手当てしていかなければならないし、ある程度安定的に児童が入所してまいりましたら対応できるんですけれども、多くなったり少なくなったりしますと、それが保育所の経営に大きく影響しますので、ゼロ歳児については今のところ受けおられないということがございますし、また、施設についてももう少し整備しなければなりませんので、そういうことで今はゼロ歳児を受けおられないし、また障害児につきましても、それだけの保育士が必要ですので、それで受けられないということで、面接されて、みんなと一緒に保育できる場合は受けられるんですけれども、ちょっと障害の大きい子については、ちょっと保育所で対応できないというところから、お断りされているようでございます。

そうした施設も整備していき、また、将来的にどのように考えておられるのかということにつきましても、設置されております成和保育園ともう少し協議をしながら、将来的な展望も含めて、我々も助成する、あるいはまた支援するところにつきましてはやはりしていきたいと思っておりますので、これらにつきましては、今も詰めておりますけれども、もう少し詰めながら、また考えを町のほうからも示しながら、これからの保育行政を進めていきたいと、こういうふうに思っておりますので、ひとつ御理解いただきたいと思えます。

それから、唐院小学校の跡地でございますけれども、この4月に空いたわけでございますし、その後、運動場につきましては川スポの野球部の皆さんが活用しておられますし、また、体育館は今申しましたように避難所になっておりますし、また、給食センターもああいうふうに活用しておりますので、それらとあわせて考えていかなければならないというふうに思っております。貴重な大きな敷地でございますので、やはりできるだけ地域の皆さん方に歓迎してもらえとか喜んでもらえる、そうした施設にしていくのがいいのではないかなと私は思っておりますけれども、どういう施設に活用できるかというそれぞれの分野でそれぞれの課が検討して、いろいろ意見を出し合って、そして、それらについて県なりあるいは規制を含めて研究してまいりたいと思っております。ある程度、一つのこ

ういう形でどうだろうかということになってまいりましたら、議員の皆さん、また地域の皆さん方にもお話しさせていただいて検討してまいりたい、こういうふうに思っておりますので、そのようにひとつ御理解いただきたいと思えます。

議長（森本修司君） 10番 芝和也君。

10番議員（芝和也君） おはようございます。

議長の許可を得まして、引き続き町長に質問します。内容は、さきに通告してありますように、予防保健行政の拡充に向けまして、子どもの細菌性髄膜炎の予防につながるヒブワクチンや高齢者の死因で高い割合を示している肺炎の予防に効果が発揮されている肺炎球菌ワクチンなどの接種に対する助成制度の創設を求めるものであります。

少子高齢化の中、健康長寿が叫ばれ、地域住民の健康をどう守っていくかが自治体には鋭く問われてきています。こうした中、自治体レベルでの健康増進に向けた取り組みに、現在任意接種となっているワクチン接種に対して助成制度を設け、住民の健康増進に努める自治体が広がってきています。そこには、市町村の姿勢として住民の健康増進を具体的に進めていこうとするあらわれや、今日の経済情勢がもたらす住民にかぶさってくる経済的な負担を少しでも和らげ、暮らしを応援しようとする自治体本来の役割が発揮されていることをうかがい知ることができますし、こうした取り組みを進めた結果、健康維持が促進し、健康度が引き上がり、医療費の支出を抑える要因を生み出している側面もうかがえます。

取り組みの中身では、高齢者の肺炎球菌ワクチンや子どもへのヒブワクチンの任意接種を定期接種になるよう国に働きかけながら、自治体自らの行いとして、冒頭触れましたとおり、費用負担を和らげるべく、伴う費用の半分程度の助成を実施する取り組みが始められてきています。もちろん社会的弱者である高齢者や子どもを取り巻く病気の予防には大いに効果が発揮されているところであります。

現在、我が国の高齢者の死因の4番目が肺炎になってきているようでして、インフルエンザに感染した高齢者の約4分の1が肺炎球菌などの細菌性の肺炎だとも言われています。そして、これら高齢者の場合は、こうした病気に感染すると、若い人に比べて死亡率が高く、年を追うごとにその傾向が高まってきているようであります。ですから、これらの事態に対応する対策が大きく求められてきています。

そこで、こうした細菌性の肺炎に効果を発揮すると認められているのが肺炎球菌ワクチンの接種で、予防効果だけにとどまらずに、治療における抗生物質も効きやすく、肺炎が原因で引き起こされる感染症などの予防にも効果があると注目されているようです。

また、子育て中の親御さんの間で心配されているのが、子どもさんの細菌性髄膜炎であります。これは、子どもがもともとのおどや鼻の奥に持っているヒブ菌が血液中に侵入して、脳を包んでいる髄膜に炎症を起こす病気で、一たび感染してしまうと、耐性菌の急激な増加が始まり、治療が困難となって、最悪はこの勢いを止められなければ死に至ることもあり、決して甘く見てはなりませんし、死亡率も5%程度ある病気だということを十分踏まえておく必要があります。そして、国内での細菌性髄膜炎の7割がこのヒブ菌によることから、それに対応するヒ

ブワクチンの接種とその促進が急速に求められていることは、当事者を初め医療関係者などか強い要望が上がっていることからもうかがえますし、それらを受けて取り組まれている自治体の助成状況からもうかがえます。

このヒブワクチンは、欧米では90年代前半には定期接種化が始まっており、早くから導入したこれらの国々では、細菌性髄膜炎の発生も減少しており、デンマークなどでは、既に発生がゼロになっているという報告もなされているようです。こうした先進事例を踏まえまして、WHO(世界保健機関)では、1998年にすべての国に対して乳幼児へのヒブワクチンの定期接種、つまり無料接種を求める勧告を出して定期接種に組み込むことを推奨していますが、我が国では、それから10年近くたった昨年12月にやっと接種することが認可されたのが現状で、費用負担を伴う任意接種にとどまっています。

こうした一連の様相からも、既に述べたように、その効果に期待するところは大きいものがあるようですし、取り組みとしては定期接種化を求める世論と運動も広がっているようでありますから、助成事業に取り組む自治体が広がってきているところであります。

そこで、現在任意接種となっているこうしたヒブワクチンや肺炎球菌ワクチンの接種に対して、本町でもその促進をし、住民の健康の増進と国保会計などの医療費の安定化に向けた取り組みとして、これらワクチン接種に一定の助成を行い、住民の健康管理の向上に資する取り組みの制度化、強化を求める次第であります。

以上、御答弁をよろしくお願いいたします。

議 長(森本修司君) 町長。

町 長(上田直朗君) 予防保健行政についてでございますけれども、御質問にございます任意の予防接種である肺炎球菌ワクチンは、高齢者の肺炎で最も多い起因菌である肺炎球菌に有効なワクチンで、慢性呼吸器疾患、心不全などの疾患のある方にも特に有効であると言われております。また、このワクチンは、肺炎予防効果とともに肺炎球菌による肺炎になっても軽症で済む、抗生物質が効きやすいなども挙げられております。ワクチンの接種につきましては、1回接種で5年以上効果を有するとされておりますが、日本におきましては、2回目の接種は認められていないようでございます。効果につきましては、高齢者に対する検討では、77%の有効率を示したという報告がある一方で、効果は疑問という報告も一部にあるようでございます。

これらのことから、肺炎球菌ワクチンの効果は完全に確立されていないということですが、インフルエンザ流行時の二次感染、いわゆる肺炎、そして予防として肺炎球菌ワクチンを接種することによって抵抗力の弱い高齢者を肺炎から守るということについては有効であるとのデータとなっているようでございます。しかしながら、ワクチンの接種は法律で定められたものではなくて、今は任意接種という段階でございます。そして、費用におきましては、6,000円から9,000円程度必要ということでございます。

次に、ヒブワクチンについてでございますけれども、細菌性髄膜炎を予防するワクチンで、日本においては2008年ごろから接種が可能となったものでございます。日本において細菌性髄膜炎の患者数は年間500人から600人程度で

あり、その約60%が2歳未満の子どもで、罹患者のうち20～30人が死亡している、また後遺症を残す子どもが100人以上いるとのデータもございます。このワクチンは、接種を始めた年齢によって接種回数が異なり、7カ月未満の子どもであれば4回、1歳で開始する場合は1回となっているようでございます。これは、1回当たりの自己負担額は8,000円程度となっております。

欧米では1990年代から導入され、WHOも接種を推奨しておりますが、日本では予防接種法に基づく定期の予防接種としては行われておりませんので、これについても保護者の意思による任意接種となり、全額自己負担となっているのが現状でございます。

現在、県内では1市1村が接種料金の助成を行っている状況でございます。2つの任意接種のワクチンに係る一部助成につきましては高齢者対策、少子化対策などの福祉対策の面からも、対応についてやはり前向きに検討したいと考えておりますけれども、これらの副作用や、あるいは接種におきますいろいろな課題についてもう少し状況を見きわめてから対応してまいりたい、実施してまいりたい、こういうふうに思っておりますので、そのように御理解いただきたいと思っております。

議長（森本修司君） 芝議員。

10番議員（芝 和也君） いずれにしましても、こうした住民の皆さんの健康を取り巻く状況を自治体がどう支えていくかという観点で、今回の質問にあります肺炎球菌ワクチンやヒブワクチンに対する助成事業ですけれども、前向きに検討するというお話は答弁であったかというふうに思います。中身について、その効果や副作用、その辺について慎重にいきたいので、もう少し検討すると、こういうことであったかと思っております。

制度や肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンの実施状況、そして効果、そういった問題については今町長が御紹介になったとおりでありますし、いずれにしましても、流れとしては、そういう効果のもとに世界保健機関としては各国に定期接種化、制度として無償の制度でワクチン接種をしていくようにということが勧告されているということでもありますから、取り組みとしては、それをどう支えていくかということになると思っております。定期接種化ということになりますと、それは国が制度で決めてきますし、そこには副作用の問題も踏まえて、そういった問題に対してどう対応していくのかということも考えて、きちっと定期接種化をし、仮にもし何らかの副作用が発生した場合にも対応するすべを備えての対策が定期接種化だというふうに思います。今の場合はまだそこが慎重に検討されているわけですけれども、いずれにしても、効果としては、あるなしを考えた場合、あるほうがずっと高いわけですから、そこで、任意接種の段階でそれぞれの皆さんが「これは打っておこう」という判断のもとに打っておられるということでもありますし、打てば、さっき町長が紹介されましたような効果が出るということです。そうなりますと、自治体としてそれをどう応援するかという問題が一つと、もう一つは、制度として一定の費用がかかりますから、任意接種なので置いておこうと思って打たないで感染した場合に、やっぱり治療に要する医療費が相当かかりますので、その医療費の支出と、予防として一定額を助成して打ってもらって、感染しなかったとか、あるいは軽度の発症で済んで治療も比較的早くできたとい

う場合の医療費の支出が少なくなくて済んだという、この2つの側面で物を考えていくことが自治体としては当然必要ではなかろうかというふうに思います。

そういう点で、副作用云々の問題は制度をきちっとどうするかを決める国レベルの段階だと思いますし、自治体としては、それはそれで国の動向を踏まえながらも、まずはその取り組みをどうやって応援していくかという、その部分を考えるのが自治体の役割ではないか。ですから、紹介のあったように県内で2自治体、全国的にも少なくない自治体で今取り組みが広がってきているところでありますし、そういう意味で、私は、考え方としては、やっぱり自治体としては皆さんの日頃の暮らしをどう応援するか、支えるかということで、それに対する一定額の補助制度をつくっていくべきだというふうに思いますし、同時に、そのことが町の医療費の支出に対してどれだけ影響が出るか、その効果と両側面でらんでいくことが必要ではないかというふうに思います。

本町の人数から大体計算をしてみましても、費用的には300万円、400万円で済む金額になってくるというふうに思います。そうしますと、町の予算の中でそれを工面するという事は、町長の手腕からすると、そう難しい問題ではないと思いますし、要は、あとは判断をどうするかということにかかってくると思います。町長が慎重にと言っておられた部分は、国は国で慎重に事を進めて、定期接種化、そっちのほうは国が進めるわけですから、自治体としては、今の皆さんの暮らしの現状を踏まえてどう応援するかという部分の判断があればできる問題だというふうに思います。そういう点では、町財政の状況からすれば、そう難しいことではないと思いますから、そういう点で、皆さんの暮らしをどう支えるのか、健康をどう守るのかという本来自治体の持っている含みの部分、ここの判断をぜひ積極的にしていただいて、そういった応援施策の一つとして取り組むことを改めて求めるものであります。

以上、よろしくお願ひします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） このワクチンに対します制度が、国では2008年、昨年から認められておりますので、そういう事例と申しますか、実例が我が国の中で非常に少ないということで、先ほど申しましたように、一部の中で効果について疑問の部分があるような論評と申しますか、そういう部分も出ておりますので、それらを確認しながら、そして、町として助成し、促進するわけですから、それだけの部分を確認して、間違いのない、安全だと言われることを確認してから実施していくことが必要ではないかというふうに思っておりますので、早急にこうした医療関係の部分につきまして研究いたしまして、さしたる副作用はないというようなことでありますならば、やはりこれは導入していただき、多くの皆さん方に接種していただくことがいいのではないかと思いますので、できるだけ早く結論を出したいと思っております。

そういうことで、ひとつ御理解いただきたいと思ひます。

議 長（森本修司君） これをもちまして、一般質問を終わります。

これより議事に入ります。

お諮りいたします。

日程第5、認定第1号から、日程第21、同意第3号までの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付しております関係上、各位におかれましては熟読願っておりますので、この際、議案の朗読を省略したいと思いますのですが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森本修司君) 異議なしと認め、議案の朗読を省略いたします。

日程第5、認定第1号、平成20年度川西町一般会計・特別会計決算についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町長(上田直朗君) それでは、今議会に上程いたしました議案等の提案要旨について御説明を申し上げます。

まず、日程第5、認定第1号、平成20年度川西町一般会計・特別会計決算についてでございます。平成20年度川西町歳入歳出決算書の1ページを御覧ください。なお、右下または右上にページを示しておりますので、よろしく御願いたします。

平成20年度の一般会計決算につきましては、歳入決算額40億8,654万2,671円、歳出決算額39億7,948万1,345円、歳入歳出差し引き額1億706万1,326円となっており、これを翌年度へ繰り越しとさせていただきます。

次に、2ページに移っていただきます。この繰越額1億706万1,326円から翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額2,551万1,000円を差し引きまして、実質収支額は8,155万326円となるものであります。

その他特別会計を含めまして、詳細につきましては会計管理者のほうから説明いたしますので、よろしく御願いたします。

議長(森本修司君) 鈴木会計管理者心得。

会計管理者心得(鈴木輝雄君) それでは、認定第1号、平成20年度川西町一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算書を御覧願います。

一般会計から順次説明させていただきます。2ページをお願いいたします。

初めに実質収支に関しまして、ただいま町長が申し上げました歳入総額40億8,654万2,671円、歳出総額39億7,948万1,345円で、差し引き額は1億706万1,326円、翌年度へ繰り越すべき財源としての繰越額が2,551万1,000円のため、実質収支額は8,155万326円であります。

次に、3ページをお願いいたします。決算書の歳入の各款について説明いたします。

第1款の町税は、予算現額13億1,065万円、これに対しまして収入済額は13億1,019万743円、この収入済額は歳入決算額の32.1%になります。

第2款の地方譲与税は、予算現額3,180万円、これに対しまして収入済額は3,243万7,000円でございます。歳入決算額の0.8%になります。

第3款の利子割交付金は、予算現額590万円に対しまして、収入済額は599万4,000円、これは歳入決算額の0.1%になります。

第4款の配当割交付金は、予算現額340万円に対しまして、収入済額375万5,000円で、これは歳入決算額の0.1%になります。

第5款の株式等譲渡所得割交付金は、予算現額320万円、これに対しまして収入済額は111万1,000円であります。

4ページをお願いいたします。

第6款の地方消費税交付金は、予算現額7,270万円に対しまして、収入済額は7,863万5,000円、これは歳入決算額の1.9%になります。

第7款の自動車取得税交付金は、予算現額1,690万円、これに対しまして収入済額は1,626万円で、歳入決算額の0.4%になります。

第8款の地方特例交付金は、予算現額、収入済額とも同額の1,793万7,000円で、これは歳入決算額の0.4%になります。

第9款の地方交付税は、予算現額、収入済額とも同額の13億2,329万円で、歳入決算額の32.4%であります。

第10款の交通安全対策特別交付金も、予算現額、収入済額とも同額の86万5,000円であります。

第11款の分担金及び負担金は、予算現額4,025万8,000円に対しまして、収入済額3,675万5,684円、収入未済額1万8,900円で、この収入済額は歳入決算額の0.9%であります。

第12款の使用料及び手数料は、予算現額5,350万6,000円に対しまして、収入済額5,810万1,040円、収入未済額149万7,820円で、この収入済額は歳入決算額の1.4%であります。

第13款の国庫支出金は、予算現額は3億6,132万7,000円、これに対しまして収入済額は1億5,109万1,874円で、この収入済額は歳入決算額の3.7%であります。なお、収入未済額2億351万4,000円、これは全額が翌年度繰越事業分であります。

第14款の県支出金は、予算現額1億5,319万7,000円、これに対しまして収入済額1億4,492万689円、これは歳入決算額の3.5%であります。

第15款の財産収入は、予算現額1,210万6,000円、これに対しまして収入済額は1,205万2,696円、歳入決算額の0.3%であります。

第16款の寄附金は、予算現額10万円に対しまして、収入はございませんでした。

第17款の繰入金は、予算現額4億7,053万円、これに対しまして収入済額4億7,006万8,599円を土地開発基金、財政調整基金、自治振興基金から繰り入れいたしました。

6ページをお願いいたします。

第18款の繰越金は、予算現額1億299万7,000円、これに対しまして収入済額は9,113万842円で、歳入決算額の2.2%であります。

第19款の諸収入は、予算現額1,432万円、これに対しまして収入済額は1,990万3,504円で、歳入決算額の0.5%であります。

第20款の町債は、予算現額3億5,724万3,000円、これに対しまして収入済額は3億1,204万3,000円で、この収入済額は歳入決算額の7.6%

であります。なお、収入未済額 4,520 万円は、翌年度繰越事業分であります。

以上、歳入の各款について申し上げましたが、歳入合計は、予算現額 43 億 5,222 万 7,000 円に対しまして、調定額 43 億 9,703 万 6,139 円、収入済額は 40 億 8,654 万 2,671 円で、不納欠損額 473 万 2,546 円、収入未済額は 3 億 576 万 922 円になりました。

続きまして、歳出の各款について説明いたします。7 ページをお願いいたします。

第 1 款の議会費は、予算現額 8,435 万 9,000 円、これに対しまして支出済額は 8,199 万 7,105 円で、その執行率は 97.2% であります。

第 2 款の総務費は、予算現額 10 億 6,345 万 4,000 円、これに対しまして支出済額は 8 億 7,719 万 5,585 円、翌年度繰越額 1 億 7,879 万 1,000 円で、執行率は 82.5% であります。

第 3 款の民生費は、予算現額 9 億 84 万円、これに対しまして支出済額 8 億 3,487 万 2,620 円、翌年度繰越額 471 万 6,000 円で、執行率は 92.7% であります。

第 4 款の衛生費は、予算現額 2 億 184 万 9,000 円、これに対しまして支出済額は 1 億 9,464 万 9,391 円で、執行率は 96.4% であります。

8 ページをお願いいたします。

第 5 款の農商工業費は、予算現額 4,361 万 8,000 円に対しまして、支出済額は 4,231 万 1,135 円で、執行率は 97.0% であります。

第 6 款の土木費は、予算現額 5 億 4,265 万 2,000 円に対しまして、支出済額 4 億 6,223 万 1,340 円、翌年度繰越額が 7,093 万 9,000 円で、執行率は 85.2% であります。

第 7 款の消防費は、予算現額 1 億 7,254 万 3,000 円に対しまして、支出済額 1 億 7,127 万 8,520 円で、執行率は 99.3% であります。

第 8 款の教育費は、予算現額 4 億 7,099 万 1,000 円、これに対しまして支出済額は 4 億 4,619 万 7,464 円、翌年度繰越額 1,977 万 9,000 円で、執行率は 94.7% であります。

第 9 款の公債費は、予算現額 8 億 4,473 万 5,000 円、これに対しまして支出済額は 8 億 4,461 万 4,181 円であります。

第 10 款の諸支出金は、予算現額 2,418 万 6,000 円に対しまして、支出済額 2,413 万 4,004 円であります。

第 11 款の予備費 300 万円は、支出いたしておりません。

以上、一般会計の歳入歳出各款について申し上げましたが、歳出合計額は 43 億 5,222 万 7,000 円、これに対しまして支出総額は 39 億 7,948 万 1,345 円になります。歳入歳出差し引き残額 1 億 706 万 1,326 円を平成 21 年度へ繰り越しいたしました。

続きまして、財産に関する調書でございます。111 ページをお願いいたします。

決算年度中に増減のあった物件のみ申し述べさせていただきます。

まず初めに、公有財産の土地及び建物で、公営住宅の非木造の建設で、下永地

区で2戸建設いたしました。159平方メートルの増でございます。

続きまして、112ページの有価証券及び出資による権利では、3番目の出資による権利の部で、山辺広域振興基金出捐金で、広域消防庁舎整備に充当されるための権利放棄、これに伴って763万2,896円の減額でございます。

続きまして、物品について主なものでございます。幼稚園の送迎用のマイクロバスを1台買い換え、それと体育施設費で乗用芝刈り機を1台購入いたしました。主なものはこの2つでございます。

続きまして、114ページの基金について説明いたします。

各基金の増減につきましては、まず取り崩しのほうで、財政調整基金の取り崩しが2,314万1,000円、それから地域福祉基金の取り崩し1万4,025円及び住宅新築資金等運用基金の取り崩し704万3,570円、それと自治振興基金を地域集会所等の助成分として4,682万2,059円取り崩しいたしました。また、川西町立学校施設整備基金に積み立てるため、土地開発基金を4億円取り崩しいたしました。

基金への積み立てにつきましては、ただいまの学校施設整備基金に4億円の積み立て、それから介護保険準備基金に4,273万6,734円、介護従事者処遇改善臨時特例基金に540万7,314円でございます。そのほかは、各基金の利息分の積み立てでございます。

以上で一般会計の説明を終わります。

続きまして、特別会計に入ります。

国民健康保険特別会計の決算について説明いたします。

国保会計の歳入総額は9億6,077万6,347円で、歳出総額は9億2,411万112円であります。歳入歳出差し引き額3,666万6,235円は、同額が実質収支額であります。

次ページの決算書の歳入各款について説明いたします。

第1款の国民健康保険税は、予算現額2億1,825万9,000円、これに対しまして収入済額は2億1,392万7,927円であります。この収入済額は、歳入決算額の22.3%になります。

第2款の国庫支出金は、予算現額2億4,939万9,000円に対しまして、収入済額は2億4,337万2,327円、歳入決算額の25.3%であります。

第3款の療養給付費等交付金は、予算現額7,148万8,000円に対しまして、収入済額7,374万7,465円、これは歳入決算額の7.7%であります。

第4款の前期高齢者交付金、予算現額1億8,779万8,000円に対しまして、収入済額は1億8,779万7,778円、これは歳入決算額の19.5%であります。

第5款の県支出金は、予算現額4,366万9,000円、これに対しまして収入済額3,638万6,832円で、歳入決算額の4.1%であります。

第6款の共同事業交付金は、予算現額1億513万8,000円、これに対しまして収入済額1億513万8,563円で、歳入決算額の10.9%であります。

118ページをお願いいたします。

第7款の財産収入は、予算現額49万7,000円で、収入済額は6万4,000

9円でありました。

第8款の繰入金は、予算現額6,632万8,000円に対しまして、収入済額は一般会計からの繰入金で6,298万6,245円で、歳入決算額の6.6%であります。

第9款の繰越金は、予算現額1,816万4,000円に対しまして、収入済額は3,304万1,580円で、歳入決算額の3.4%であります。

第10款の諸収入は、予算現額67万円に対しまして、収入済額127万2,821円で、これは歳入決算額の0.1%であります。

第11款の使用料及び手数料は、予算現額2万円に対しまして、収入済額4万800円でありました。

以上、歳入合計は、予算現額9億6,143万円、これに対しまして調定額10億3,052万6,838円、収入済額9億6,077万6,347円、不納欠損額429万2,600円で、収入未済額は6,545万7,891円になりました。

次に、次ページの歳出の各款について説明いたします。

第1款の総務費は、予算現額2,727万4,000円に対しまして、支出済額は2,533万900円で、その執行率は92.9%であります。

第2款の保険給付費は、予算現額6億5,750万円に対しまして、支出済額は6億3,618万1,137円、執行率は96.8%であります。

第3款の後期高齢者支援金等は、予算現額1億49万5,000円、これに対しまして支出済額は1億47万5,393円、執行率はほぼ100%であります。

第4款の前期高齢者納付金等は、予算現額15万5,000円、これに対しまして支出済額は13万5,290円で、執行率は87.3%であります。

120ページをお願いいたします。

第5款の老人保健拠出金は、予算現額2,222万5,000円、これに対しまして支出済額は2,222万4,288円で、執行率はほぼ100%であります。

第6款の介護納付金は、予算現額4,629万9,000円に対しまして、支出済額は4,617万347円、執行率は99.7%です。

第7款の共同事業拠出金は、予算現額8,751万2,000円、これに対しまして支出済額8,750万5,525円、執行率はほぼ100%であります。

第8款の保健事業費は、予算現額412万3,000円、これに対しまして支出済額は369万210円、執行率は89.5%であります。

第9款の基金積立金は、予算現額49万7,000円に対しまして、支出済額は6万4,009円でありました。

第10款の諸支出金は、予算現額292万円に対しまして、支出済額は233万3,823円、執行率は79.9%でありました。

第11款の予備費の予算現額1,243万円は、保険給付費の高額療養費のほうへ757万円流用いたしております。

以上、歳出合計は、予算現額9億6,143万円、これに対しまして支出済額は9億2,411万112円であります。歳入歳出差し引き額3,666万6,235円は、平成21年度へ繰り越しいたしました。

以上で国民健康保険特別会計の説明を終わります。

続きまして、145ページをお願いいたします。老人保健特別会計の決算について説明いたします。

歳入総額1億910万211円に対しまして、歳出総額が9,841万3,018円で、歳入歳出差し引き額1,068万7,193円は、同額が実質収支額であります。

決算書の歳入の各款につきまして説明いたします。

第1款の支払基金交付金は、予算現額5,494万6,000円に対しまして、収入済額が4,964万7,437円で、この収入済額は歳入決算額の45.5%であります。

第2款の国庫支出金は、予算現額3,529万2,000円、これに対しまして収入済額3,033万9,338円で、歳入決算額の27.8%になります。

第3款の県支出金は、予算現額725万6,000円、これに対しまして収入済額524万7,609円で、歳入決算額の4.8%になります。

第4款の繰入金金は、予算現額760万6,000円に対しまして、収入済額599万523円、歳入決算額の5.5%であります。

第5款の繰越金の収入はございません。

第6款の諸収入は、予算現額12万円に対しまして、収入済額は1,787万5,304円で、歳入決算額の16.4%であります。

以上、歳入合計は、予算現額1億522万円に対しまして、調定額、収入済額とも1億910万211円になりました。

続きまして、147ページの歳出の各款について説明いたします。

第1款の総務費は、予算現額74万円に対しまして、支出済額は64万1,952円で、執行率は86.8%であります。

第2款の医療諸費は、予算現額8,396万9,000円に対しまして、支出済額7,790万5,682円で、執行率は92.8%であります。

第3款の公債費は、予算現額7万円で、支出はいたしておりません。

第4款の諸支出金は、予算現額50万円に対しまして、支出済額4万5,090円であります。

第5款予備費の予算現額12万円につきましては、支出いたしておりません。

第6款の前年度繰上充用金は、予算現額1,982万1,000円に対しまして、支出済額1,982万294円あります。

以上、歳出合計は、予算現額1億522万円に対しまして、支出済額9,841万3,018円となりました。歳入歳出差し引き額1,068万7,193円は、平成21年度へ繰り越しいたしました。

以上で老人保健特別会計の決算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、155ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計の決算について説明いたします。

歳入総額8,555万3,818円に対しまして、歳出総額8,553万9,322円で、歳入歳出差し引き額は1万4,496円になります。翌年度へ繰り越すべき財源としての繰越額が1,000円でございます。そのため、実質収支額は1万3,496円でありました。

決算書の歳入各款について説明いたします。

第1款の後期高齢者医療保険料は、予算現額5,607万6,000円、これに対しまして収入済額5,581万8,000円で、この収入済額は歳入決算額の65.2%になります。

第2款の使用料及び手数料は、予算現額1万2,000円に対しまして、収入済額6,600円でありました。

第3款の繰入金は、予算現額3,020万1,000円、これに対しまして収入済額2,919万2,656円で、歳入決算額の34.1%であります。

第4款の諸収入は、予算現額116万7,000円に対しまして、収入済額は53万6,562円で、これは歳入決算額の0.6%であります。

第6款の国庫支出金の予算現額217万3,000円は、平成21年度への繰り越し事業のため、収入はございませんでした。

以上、歳入合計は、予算現額8,962万9,000円に対しまして、調定額8,810万9,818円、収入済額8,555万3,818円で、収入未済額255万6,000円になりました。

次に、157ページの歳出の各款について説明いたします。

第1款の総務費は、予算現額が1,266万3,000円、これに対しまして支出済額は998万7,252円、翌年度繰越額217万4,000円で、執行率は78.9%であります。

第2款の後期高齢者医療費広域連合納付金は、予算現額7,550万9,000円、これに対しまして支出済額7,525万4,500円で、執行率は99.7%であります。

第3款の保険事業費は、予算現額94万6,000円、これに対しまして支出済額は29万7,570円であります。

第4款の諸支出金、予算現額1万1,000円は、支出しておりません。

第5款の予備費の予算現額50万円につきましても、支出はございません。

以上、歳出合計は、予算現額8,962万9,000円、これに対しまして支出済額は8,553万9,322円となりました。歳入歳出差し引き額1万4,496円は、平成21年度へ繰り越しいたしました。

以上で後期高齢者医療特別会計の決算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、166ページをお願いいたします。

介護保険介護事業勘定特別会計の決算について説明いたします。

歳入総額が5億9,578万8,338円、これに対しまして歳出総額が5億4,882万6,414円、歳入歳出差し引き額4,696万1,924円は、同額が実質収支額であります。実質収支額のうち地方自治法233条の2の規定による基金への繰入額として4,273万6,734円を介護給付費準備基金へ積み立ていたしました。

決算書の歳入各款について説明いたします。

第1款の保険料は、予算現額が1億1,279万2,000円に対しまして、収入済額1億1,903万4,100円で、歳入決算額の20.0%であります。

第2款の使用料及び手数料は、予算現額1万2,000円に対しまして、収入済

は5,150円でございます。

第3款の国庫支出金は、予算現額1億2,604万9,000円に対しまして、収入済額が1億2,336万5,392円で、歳入決算額の20.7%であります。

第4款の支払基金交付金は、予算現額1億5,673万9,000円、これに対しまして収入済額1億5,080万3,000円で、歳入決算額の25.3%であります。

第5款の県支出金は、予算現額7,711万9,000円に対しまして、収入済額は7,388万5,039円で、歳入決算額の12.4%であります。

第6款の繰入金は、予算現額9,720万2,000円に対しまして、収入済額9,719万5,869円で、歳入決算額の16.3%であります。

168ページをお願いいたします。

第7款の諸収入は、予算現額9万3,000円、これに対しまして収入済額は4万7,950円でありました。

第8款の繰越金は、予算現額418万1,000円に対しまして、収入済額3,145万1,838円で、歳入決算額の5.3%であります。

以上、歳入合計額は、予算現額5億7,419万2,000円に対しまして、調定額5億9,918万2,138円、収入済額5億9,578万8,338円、収入未済額339万3,800円でありました。

続きまして、歳出の各款について説明いたします。

第1款の総務費は、予算現額3,450万3,000円、これに対しまして支出済額3,243万9,386円、執行率は94.0%であります。

第2款の保険給付費は、予算現額5億17万8,000円に対しまして、支出済額4億8,271万4,514円で、執行率は96.5%であります。

第3款の地域支援事業費は、予算現額2,081万6,000円に対しまして、支出済額1,735万1,698円で、執行率は83.4%であります。

次ページをお願いいたします。

第4款の財政安定化基金拠出金は、予算現額49万5,000円、これに対しまして支出済額49万4,612円であります。

第5款の公債費は、予算現額619万1,000円に対しまして、支出済額は619万333円であります。

第6款の基金積立金は、予算現額771万5,000円に対しまして、支出済額540万7,314円でありました。

第7款の諸支出金は、予算現額428万4,000円、これに対しまして支出済額は422万8,561円で、執行率は98.7%であります。

第8款の予備費、予算現額1万円につきましては、支出はいたしておりません。

以上、歳出合計は、予算現額5億7,419万2,000円、これに対しまして支出済額5億4,882万6,414円となりまして、歳入歳出差し引き残額が4,696万1,924円であります。このうち、決算処理により地方自治法233条の2の規定による基金への繰り入れ4,273万6,734円を除いた422万5,190円を平成21年度へ繰り越しいたしました。

続きまして、193ページをお願いいたします。

介護保険介護サービス事業勘定特別会計の決算について説明いたします。

当会計の歳入総額は9,168万6,683円で、歳出総額は9,125万2,241円であります。歳入歳出差し引き額38万6,442円は、同額が実質収支額であります。

次ページの決算書の歳入各款について説明いたします。

第1款のサービス収入は、予算現額9,005万1,000円、これに対しまして収入済額は8,812万7,147円で、歳入決算額の96.2%であります。

第2款の諸収入は、予算現額2万円に対しまして、収入済額は2万1,141円であります。

第3款の繰入金は、予算現額318万9,000円に対しまして、収入済額は同額の318万9,000円であります。

第4款の繰越金の収入済額は30万1,395円であります。

以上、歳入合計は、予算現額9,326万円、これに対しまして調定額9,182万8,171円、収入済額9,163万8,683円、収入未済額は18万9,488円でありました。

続きまして、次ページの歳出の各款について説明いたします。

第1款の総務費は、予算現額765万2,000円、これに対しまして支出済額693万7,476円で、執行率は90.7%であります。

第2款のサービス事業費は、予算現額7,326万5,000円、これに対しまして支出済額は7,227万3,300円で、執行率は98.6%であります。

第3款の公債費は、予算現額1,204万3,000円、これに対しまして支出済額は1,204万1,465円であります。

第4款の予備費の予算現額30万円は、執行いたしておりません。

以上、歳出合計は、予算現額9,326万円、これに対しまして支出済額9,125万2,241円で、歳入歳出差し引き残額38万6,442円を平成21年度へ繰り越しいたしました。

以上で介護保険事業勘定特別会計と介護サービス事業勘定特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、203ページをお願いいたします。

住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算について説明いたします。

歳入総額が5,032万5,571円、歳出総額は6,122万3,988円で、歳入歳出差し引き歳入不足額が1,089万8,417円、これは同額が実質収支額であります。

決算書の歳入各款について説明いたします。

第1款の県支出金は、予算現額344万2,000円、これに対しまして収入済額291万5,000円であります。この収入済額は、歳入決算額の5.8%になります。

第2款の繰入金は、予算現額919万9,000円、これに対しまして収入済額919万9,570円あります。この収入済額は歳入決算額の18.3%になります。

第3款の繰越金はございません。

第4款の諸収入は、予算現額4,131万5,000円、これに対しまして収入済額は3,051万1,001円で、これは歳入決算額の60.6%であります。

第5款の町債は、予算現額、収入済額とも同額の770万円で、歳入決算額の15.3%になります。

以上、歳入合計は、予算現額6,165万6,000円、これに対しまして調定額1億6,141万2,401円、収入済額5,032万5,571円、収入未済額が1億1,108万6,830円であります。

次に、歳出について説明いたします。205ページをお願いいたします。

第1款の土木費は、予算現額215万6,000円、これに対しまして同額が支出済額で、執行率は100%であります。

第2款の公債費は、予算現額3,761万6,000円に対しまして、支出済額は3,718万4,670円で、繰上償還元金及び長期債の償還元金であります。

第3款の前年度繰上充用金は、予算現額2,188万4,000円に対しまして、支出済額は2,188万3,318円であります。

以上、歳出合計は、予算現額6,165万6,000円、これに対しまして支出済額6,122万3,988円あります。歳入歳出差し引き歳入不足額1,089万8,417円は、翌年度の歳入金の繰上充用金により全額補てんいたしております。

以上で住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、212ページをお願いいたします。

公共下水道事業特別会計の決算について説明いたします。

歳入総額は7億228万1,632円、これに対しまして歳出総額は7億228万1,632円で、歳入歳出差し引き額0円は、同額が実質収支額であります。

歳入の各款について説明いたします。

第1款の使用料及び手数料は、予算現額1億863万1,000円に対しまして、収入済額は1億1,210万9,550円で、これは歳入決算額の16.0%になります。

第2款の国庫支出金は、予算現額、収入済額とも500万円で、歳入決算額の0.7%になります。

第3款の繰入金は、予算現額2億348万5,000円に対しまして、収入済額は2億195万6,082円、これは歳入決算額の28.8%になります。

第4款の諸収入は、予算現額4万8,000円に対しまして、収入済額は11万6,000円あります。

第5款の町債は、予算現額3億8,660万円に対しまして、収入済額は3億8,310万円で、歳入決算額の54.5%であります。

以上、歳入合計は、予算現額7億376万4,000円、これに対しまして調定額7億1,246万7,632円、収入済額7億228万1,632円で、収入未済額は1,018万6,000円あります。

続きまして、224ページの歳出の各款について説明いたします。

第1款の公共下水道事業費は、予算現額1億1,768万4,000円に対しま

して、支出済額は1億1,662万1,920円で、執行率は99.1%であります。

第2款の公債費は、予算現額5億8,578万円、これに対しまして支出済額は5億8,565万9,712円であります。

第3款の予備費30万円は、支出いたしておりません。

以上、歳出合計は、予算現額7億376万4,000円、これに対しまして支出済額7億228万1,632円で、歳入歳出差し引き残額0円であります。

以上で公共下水道事業特別会計を終わります。

以上、平成20年度の一般会計並びに各特別会計の決算について御説明申し上げましたが、細部につきましては各会計の事項別明細書によりまして慎重に御審議の

上、認定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（森本修司君） 説明が終わりましたので、この決算書案につきまして過日会計監査が行われましたので、木村監査委員より報告を求めます。

木村監査委員。

監査委員（木村 衛君） 平成20年度川西町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算に係ります監査の結果を御報告申し上げます。

去る8月25日に、寺澤監査委員とともに、地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、会計管理者に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計の予算の執行状況並びに現金の出納、保管、資金の運用等につきまして、地方自治法並びに関係法令に抵触するところもなく、適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

議長（森本修司君） 監査報告が終わりましたので、ただいまより総括質疑に入りますが、質疑通告が提出されておりませんので、総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの決算認定についての討論を省略し、各関係委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 異議なしと認めます。

よって、本案件は、総務・建設経済、厚生各常任委員会に付託します。

日程第6、認定第2号、平成20年度川西町水道事業会計決算についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

上田町長。

町長（上田直朗君） 日程第6、認定第2号、平成20年度川西町水道事業会計決算につきましては、水道部長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

議長（森本修司君） 松本水道部長。

水道部長（松本公一君） それでは、認定第2号、平成20年度川西町水道事業会計決算の概要について御説明を申し上げます。

決算書の2ページをお開きください。

営業面の会計であります収益的収入及び支出でございますが、収入といたしましては、第1款の水道事業収益の予算額合計2億4,432万6,000円に対しまして、決算額は2億3,395万4,855円の収入でございます。次に、支出といたしましては、第1款水道事業費用の予算額合計2億4,243万2,000円に対しまして、決算額は2億3,372万6,503円の支出でございます。この明細につきましては、15ページから18ページにかけて消費税抜きで記載しておりますので、御参照していただければと思います。

本会計の業務実績といたしましては、12ページに業務量の前年度比較をしておりますが、料金の対象となる年間有収水量を比較しますと、4万2,224立米、約4%減少いたしました。この水量は、一般家庭160世帯分の年間使用水量に相当いたします。この減少は、昨年半ばからの世界的金融危機の影響によりまして、工場用水量が大幅に減少したことと、使用水量全体の8割を占める家庭用水量におきましても、すべての月において減少したことによります。この結果、料金収入は、当初の見込み額より938万3,000円の減収となりました。

一方、支出におきましては、上水施設の機器類や水を浄化する各種資材の取り替えについて、これらの状態を点検し、安全性、機能性を見きわめた上で交換時期の延長と必要最小限の措置を行い、経費節減に努めたところでございます。これによりまして、20年度決算では大幅な料金収入の減により、損益計算では50万3,394円の損失となりました。

経営状況につきましては厳しくなっておりますが、今後もあらゆる工夫をしながら、健全な事業運営に努めたいというように考えております。

次に、3ページの設備投資を行うための会計であります資本的収入及び支出でございますが、収入といたしましては、第1款の資本的収入の予算額合計4,097万5,000円に対しまして、決算額は3,995万5,300円の収入でございます。次に支出といたしましては、第1款の資本的支出の予算額合計7,333万5,000円に対しまして、決算額は5,998万2,664円の支出でございます。この収支決算額の不足額2,002万7,364円は、収入の備考欄の仮受け消費税と支出の備考欄の仮払い消費税との差額であります資本的収支調整額119万8,601円と内部留保資金から1,882万8,763円を補てんし、決算処理を行いました。

本会計の業務実績といたしましては、平成18年度より4カ年計画で進めています保田幹線配水管布設工事の3期工事を完了いたしました。また、上水施設におきましては、中央監視設備の更新工事を行いました。また、上水設備の集中監視体制の強化に努めたところでございます。この工事をもちまして、水道施設の電気関係の工事をすべて完了いたしました。なお、これらの工事の財源につきましては、すべて企業債の借り入れによるものでございます。

そして、20年度より3カ年計画で進めております施設の耐震化事業でございますが、20年度におきましては、沈殿池槽の耐震診断を行った結果、本体の強度には問題はなく、外面の予防・保全のための補修工事でよいとの報告をいただきましたので、安堵しているところでございます。本年度におきましては、排水

池の耐震診断を実施いたします。今後も施設全体の強度を高めるとともに、必要な改良を行って給水機能の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上、平成20年度川西町水道事業会計決算の概要について御説明をいたしました。決算の細部につきましては、4ページ以下の損益計算書、貸借対照表及び事業報告書により御審議をいただき、認定を賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

以上でございます。

議 長（森本修司君） 説明が終わりましたので、この決算書案につきまして、過日会計監査が行われましたので、木村監査委員の報告を求めます。

木村監査委員。

監査委員（木村 衛君） 平成20年度川西町水道事業会計の決算に係る監査の結果を御報告申し上げます。

去る8月25日に、寺澤監査委員とともに、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づきまして、水道部長に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受けまして、厳正なる審査を実施いたしました結果、水道事業会計の執行状況並びに現金の出納、保管、資金の運用等につきまして、地方公営企業法を初め、関係法令に抵触するところもなく、適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

議 長（森本修司君） 監査報告が終わりましたので、ただいまより総括質疑に入りますが、質疑通告が提出されておられませんので、これをもちまして総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの決算認定についての討論を省略し、総務・建設経済委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認めます。よって、本案件は、総務・建設経済常任委員会に付託します。

お諮りいたします。

日程第7・日程第8、承認第9号及び承認第10号、平成21年度川西町一般会計補正予算の専決処分についての2承認案を一括上程したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、一括上程いたします。

承認案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

町長。

町 長（上田直朗君） それでは、続きまして、日程第7、承認第9号、平成21年度川西町一般会計補正予算の専決処分について御説明申し上げます。

4ページ、最終ページをお願いいたします。

これは、法人の確定申告の結果による中間納付税の還付額が企業の収益悪化に伴いまして大幅な増となりましたことに対応するためのものでございます。財源といたしましては、前年度繰越金を充当させていただいております。

次に、日程第 8、承認第 10 号、平成 21 年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてでございますが、3 ページをお願いいたします。

これは、当初予算で組んでおりますコスモスホールのスピーカー整備の執行に当たり、歳出の節を修正したものでございまして、歳入歳出の増減はございません。

以上が専決して一般会計の補正をさせていただいた内容でございます。

よろしくをお願いいたします。

議 長（森本修司君） 説明が終わりましたので、ただいまより承認案の審議に入ります。

承認第 9 号及び承認第 10 号の 2 案件について、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

承認第 9 号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案件について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、承認第 10 号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案件について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。

お諮りいたします。日程第 9、議案第 36 号、平成 21 年度川西町一般会計補正予算についてより、日程第 20、議案第 47 号、川西町立幼稚園保育料及びバス使用料徴収条例の一部改正についてまでの 12 議案を一括上程したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、一括上程いたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町 長（上田直朗君） それでは、続きまして、日程第 9、議案第 36 号、平成 21 年度川西町一般会計補正予算について御説明を申し上げます。10 ページをお願いいたします。

歳出の部でございますが、総務費、総務管理費、財産管理費で 460 万円の増

でございます。これは、13年以上経過した公用車を低公害車に更新するものでございます。目7の防災無線維持管理費では168万円の増で、これは、各戸に配布しております戸別受信機の購入費用でございます。これらはいずれも国が平成21年度に補正成立させました地域活性化・経済危機対策臨時交付金、いわゆる交付金事業の関連の補正でございます。

次に、目9の諸費といたしまして1,650万4,000円の増、これは、地域集会所補助といたしまして、下永自治会館、いわゆる葬祭センターの整備完了に伴いまして、精算し、管理費を交付するものでございます。

次に、項3.戸籍住民基本台帳費では1,700万9,000円の増、これは、交付金事業として戸籍システムの更新を行うものでございます。

続きまして、款3.民生費でございます。

項1の社会福祉費、社会福祉総務費の1,025万9,000円の増額は、民生委員推薦会の開催による委員報酬及び平成21年10月の障害者自立支援制度改正に対応するためのシステム改修費、精神障害者医療費助成の実績増に対応するための扶助費の増、補助金の精算及び概算支払い額の確定による償還金の増などによるものでございます。

11ページに移っていただきたいと思えます。

目4.福祉医療費では、実績による増、本年10月から実施予定の乳幼児医療費の対象拡大等の福祉医療の充実に要する経費及び過年度分の精算のために、合わせまして321万6,000円の増額をお願いするものでございます。

目6.ぬくもりの郷管理費では、国庫補助を受けましてグループホームに義務づけられておりますスプリンクラーの設置工事を行うため、1,036万3,000円の増額をお願いするものでございます。

項2の児童福祉費でございますが、児童総務費では、町独自の子育て支援安全対策として、7月から認可になりました子どもを2人乗せることが可能な自転車の購入助成として30万円を新たに計上させていただきました。

目2の児童措置費では、保育料の計算方法の変更に伴う電算システムの改修費用として187万5,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、目7.子育て応援特別手当費では、国の経済危機対策として支給されます子育て応援特別手当の支給のため、977万4,000円を新たに計上させていただいております。

12ページをお願いいたします。

衛生費でございますが、保健衛生費、予防費の189万5,000円の増額は、女性特有のがん検診推進として検診無料クーポンの配布等の費用をお願いするものでございます。

次に、款6.土木費では、都市計画費におきまして下水道特別会計におきまして資本標準化債の許可額が増となりましたことから、一般会計から繰出金150万円減額させていただきます。

款7の消防費では、項1.消防費の災害対策費におきまして、交付金事業として新型インフルエンザ対策用物品の購入のため299万3,000円の増額をお願いいたします。

次に、13ページをお願いいたします。

教育費、教育総務費では、4,771万2,000円の増額、これは、安心安全な学校づくりの交付金事業及び学校ICT環境整備事業として、幼稚園、小学校等に地上デジタルアンテナを整備し、デジタルテレビ、教育用パソコンの整備を行うものでございます。

項2.小学校費では101万円の増額、これは、国庫補助を受け、理科用、算数用の教育備品を購入するものでございます。

項4の中学校費では482万円の増額、これは、先ほど申しました交付金事業により、デジタル対応工事あるいはデジタルテレビやパソコンの購入を式下中学校でも行うために、その負担金を計上させていただいております。

これらに対します歳入につきましては、基金繰入金、繰越金、国・県支出金を充てることとしております。

今回の補正で計上しております国の交付金事業に係る交付金につきましては、額が確定しましたら、別途歳入補正をさせていただく予定をいたしております。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ1億3,257万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。これによりまして、平成21年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ37億4,770万7,000円となります。

なお、地方債補正といたしまして、許可額の確定及び地方公営企業等の金融機関が地方公共団体金融機構として改組されたことから、所要の変更を同時に上げさせていただいております。

次に、議案第37号、平成21年度川西町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。7ページ及び8ページをお願いいたします。

10月からの出産育児一時金の増額に係る費用として40万3,000円、過年度分の精算により、療養給付費等交付金返還金として882万6,000円の増額、老人保健医療費拠出金の140万3,000円の減額等により、合計で816万6,000円の増額をお願いするものでございます。これによりまして、同会計の歳入歳出総額は、9億5,439万7,000円となります。

次に、議案第38号、平成21年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算についてでございます。6ページ、7ページでございます。

こちらにつきましては、今年度の事業実績の増による保険給付費の増及び前年度事業の精算による返還金等により、合わせて756万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。これによりまして、歳入歳出総額は6億998万円となります。

次に、議案第39号、平成21年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算についてでございます。5ページをお願いいたします。

これは、デイサービス事業の充実のための備品購入及び介護職員の処遇改善交付金の交付を行うもので、合わせて106万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。これによりまして、歳入歳出総額は1億2,564万4,000円となります。

次に、議案第40号、平成21年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてでございます。3ページをお願いいたします。

これは、発生しました預金利子の処理のため、所要の予算上の措置を講じるもので、歳入歳出予算の増減はございません。

次に、議案第41号、平成21年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算についてでございます。5ページをお願いいたします。

起債許可額の確定による歳入科目等の修正措置を行うもので、歳入歳出予算の増減はございません。なお、地方債の許可額の確定により、地方債補正として限度額の変更を同時に上げさせていただいております。

以上が平成21年度補正予算関係でございます。

続きまして、議案第42号から第47号までの条例の改正について御説明申し上げます。

議案第42号、川西町税条例の一部改正についてでございます。1枚おめくりをいただきまして、条例の概要をお願いいたします。

これは、地方税法等の改正による所要の整備を行うもので、主なものとしたしましては、住宅借入金等特別税額控除の創設、土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設と、もう1枚めくっていただき、特定管理株式の課税の特例、先物取引に係る課税の特例の拡充等、記載の改正を行うものでございます。

次に、議案第43号から第45号までは、いずれも川西町独自の施策として福祉医療制度の充実を図るための改正を行うものでございます。

まず議案第43号、川西町乳幼児医療費助成条例の一部改正についてでございます。条例の概要を御覧いただきたいと思っております。

これは、助成要件としてありました所得制限を解除いたしますとともに、対象年齢を現在の小学校入学前から小学校卒業までに拡大するものでございます。ただし、拡大いたします年齢幅である小学生の間の助成につきましては、特に負担の大きい入院の医療費に限定させていただくことといたしました。

次に議案第44号、川西町心身障害者医療費助成制度の一部改正についてでございます。1枚おめくりいただきまして、条例の概要をお願いいたします。

これは、助成要件としてありました所得制限を解除するものでございます。

次に、議案第45号、川西町母子医療費助成条例の一部改正についてでございます。

これも条例の概要を御覧いただきまして、助成要件としてありました所得制限を解除するものでございます。

次に、議案第46号、川西町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございます。これも条例の概要を御覧いただきたいと思っております。

これは、後期高齢者医療の保険料の延滞金について、厚生年金あるいは国税徴収の例に倣い、記載のとおり規定を変更するものでございます。

次に、議案第47号、川西町立幼稚園保育料及びバス使用料徴収条例の一部改正についてでございます。めくっていただきまして、条例の概要を御覧いただきたいと思っております。

これは、川西町立幼稚園の保育料及びバス使用料につきまして、交付税の算定額等から見直しを行うものでございます。改定幅は、それぞれ月額200円の増をお願いするものでございます。

以上が今回提案いたします補正予算及び条例の改正の概要でございます。

何とぞよろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議 長（森本修司君） 説明が終わりましたので、質疑、討論を省略し、各関係委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、総務・建設経済、厚生各常任委員会に付託いたします。

なお、各委員会の開催は、お手元に配付のとおりお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

日程第21、同意第3号、川西町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（上田直朗君） 日程第21、同意第3号、川西町教育委員会委員の任命について御説明を申し上げます。

今回同意をお願いいたしますのは、本町の教育委員のうち9月末をもって任期を迎えられます河村克義氏の後任に、川西町大字結崎591番地の24、石本暁代氏をお願いしようとするものでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正がございまして、教育委員の中に保護者である者が含まれるようにしなければならないということになっておりますので、今回、保護者であります石本氏を委員として選任いたしたく、同意を求めるものでございます。

石本さんは、47歳で、教育関係のお仕事をしておられまして、平成20年4月から川西幼稚園PTA会長、川西町連合PTA会長を1年間務めていただきました。保護者の立場から本町の教育行政に貴重な御意見をいただけるものと期待をしているところでございます。

よろしく御同意賜りますようお願い申し上げます。

議 長（森本修司君） ただいま説明がありました日程第21、同意第3号、川西町教育委員会委員の任命について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 質疑がないようですので、討論を省略し、採決いたします。お諮りいたします。

同意第3号、川西町教育委員会委員の任命について、原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり同意することに決しました。

ただいま同意いたしました石本暁代委員にお越しいただいておりますので、挨拶を受けることにいたします。

（石本暁代君 入場）

教育委員会委員（石本暁代君） ただいま御紹介いただきました石本でございます。

普段は5人の子どもの子育てをマイペースでやっておりますので、このような大役を仰せつかりまして非常に緊張しておりますけれども、保護者という立場から、また一つ一つお勉強させていただきながら、お役に立ちたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

議長（森本修司君） 御苦労さまでした。お引き取り願います。

（石本暁代君 退場）

議長（森本修司君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。本日の会議は、これをもって散会といたします。

なお、明日より17日までは、各委員会開催のための休会とし、18日午前10時より再開し、ただいま各常任委員会に付託されました各議案について、委員長の報告を求めることにいたします。

（午後0時00分 散会）

議 事 日 程

総務建設経済委員会

厚生委員会

# 厚生委員会議事日程

平成 21 年 9 月 14 日(月) 午前 10 時 開議

日程第 1 認定第 1 号 平成 20 年度川西町一般会計・特別会計決算について

<一般会計>

歳出	款 2	総務費	項 3	戸籍住民基本台帳費	P. 46~47
	款 3	民生費			P. 49~68
	款 4	衛生費			P. 68~74
歳入	上記関係歳入				

<国民健康保険特別会計> P. 115~143

<老人保健特別会計> P. 144~153

<後期高齢者医療特別会計> P. 154~164

<介護保険事業勘定特別会計> P. 165~191

<介護保険介護サービス事業勘定特別会計> P. 192~201

日程第 2 議案第 36 号 平成 21 年度川西町一般会計補正予算について

歳出	款 2	総務費	項 3	戸籍住民基本台帳費	P. 10
	款 3	民生費	項 1	社会福祉費	P. 10~11
			項 2	児童福祉費	P. 11~12
	款 4	衛生費	項 1	保健衛生費	P. 12
歳入	上記関係歳入				

日程第 3 議案第 37 号 平成 21 年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について

日程第 4 議案第 38 号 平成 21 年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について

日程第 5 議案第 39 号 平成 21 年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算について

日程第 6 議案第 43 号 川西町乳幼児医療費助成条例の一部改正について

日程第 7 議案第 44 号 川西町心身障害者医療費助成条例の一部改正について

日程第 8 議案第 45 号 川西町母子医療費助成条例の一部改正について

日程第 9 議案第 46 号 川西町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

閉会 12 時 00 分

## 出席委員

委員長 大植 正                      副委員長 松本 史郎  
委員 香川 明英                      委員 杉井 成行                      委員 芝 和也  
委員 石田 晏三                      議長 森本 修司

## 説明のために出席した者

町長 上田 直朗                      副町長 松本ひろ子

福祉部長 山嶋 健司

住民生活課長 松本 雅司                      保険年金課長 下間 章兆

健康福祉課長 福本 哲也                      社会福祉協議会事務局長 森口 輝美

健康推進室長兼保健センター所長 山嶋 幸子

西・東人権文化センター所長 岡田 忠彦

理事 大山 泰司

会計管理者心得 鈴木 輝雄                      会計課長 海達 順吉

総務課長 森田 政美                      企画財政課長心得 西村 俊哉

## 職務のために出席した者

議会事務局長 中峯 潤子

議会事務局 高間 隆弘

## 欠席委員及び職員

# 総務建設経済委員会議事日程

平成 21 年 9 月 15 日 (火) 午前 10 時 開議

日程第 1 認定第 1 号 平成 20 年度川西町一般会計・特別会計決算について

<一般会計>

歳出	款 1	議会費	P. 34~35
	款 2	総務費	P. 35~49
	款 4	衛生費	P. 70
	款 5	農商工業費	P. 74~77
	款 6	土木費	P. 77~86
	款 7	消防費	P. 86~87
	款 8	教育費	P. 87~109
	款 9	公債費	P. 109
	款 10	諸支出費	P. 109~110
	款 11	予備費	P. 110

歳入 上記関係歳入

<住宅新築資金等貸付事業特別会計> P. 202~210

<公共下水道事業特別会計> P. 211~220

日程第 2 認定第 2 号 平成 20 年度川西町水道事業会計決算について

日程第 3 議案第 36 号 平成 21 年度川西町一般会計補正予算について

歳出	款 2	総務費	項 1	総務管理費	P. 10
	款 6	土木費	項 3	都市計画費	P. 12
	款 7	消防費	項 1	消防費	P. 12
	款 8	教育費	項 1	教育総務費	P. 13
			項 1	小学校費	P. 13
			項 1	中学校費	P. 13
			項 1	社会教育費	P. 13

歳入 上記関係歳入

日程第 4 議案第 40 号 平成 21 年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について

日程第 5 議案第 41 号 平成 21 年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算について

日程第 6 議案第 42 号 川西町税条例の一部改正について

日程第 7 議案第 47 号 川西町立幼稚園保育料及びバス使用料徴収条例の一部改正について

閉会 12 時 00 分

## 出席委員

委員長	今田 吉昭	副委員長	島田 育浩
委員	宗行 正昭	委員	寺澤 秀和
委員	森本 修司	副議長	香川 明英

## 説明のために出席した者

町長	上田 直朗	副町長	松本 ひろ子
----	-------	-----	--------

教育長 森杉 衛一

教委総務課長	栗原 進	社会教育課長	安井 洋次
--------	------	--------	-------

産業建設部長兼水道部長	松本 公一
-------------	-------

建設課長	寺澤 伸和	産業振興課長	吉田 昌功
------	-------	--------	-------

上下水道総務課長	中川 栄一	上下水道業務課長	松村 好高
----------	-------	----------	-------

理事 大山 泰司

会計管理者心得	鈴木 輝雄	会計課長	海達 順吉
---------	-------	------	-------

総務課長	森田 政美	情報システム課長	前川 卓
------	-------	----------	------

税務課長	福本 誠治	企画財政課長心得	西村 俊哉
------	-------	----------	-------

## 職務のために出席した者

議会事務局長	中峯 潤子
--------	-------

議会事務局	高間 隆弘
-------	-------

## 欠席委員及び職員

委員	中嶋 正澄
----	-------

平成 2 1 年川西町議会  
第 3 回定例会会議録

( 第 2 号 )

平成 2 1 年 9 月 1 8 日

平成21年川西町議会第3回定例会会議録（再開）

招集年月日	平成21年9月18日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	平成21年9月18日 午前10時 宣告	
出席議員	1番 松本史郎 2番 香川明英 3番 島田育浩 4番 宗行正昭 5番 今田吉昭 6番 寺澤秀和 7番 森本修司 8番 杉井成行 10番 芝 和也 11番 大植 正 12番 石田晏三	
欠席議員	9番 中嶋正澄	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 上田直朗 副町長 松本ひろ子 教育長 森杉衛一 理事 大山泰司 産業建設部長・水道部長 松本公一 福祉部長 山嶋健司 総務課長 森田政美 企画財政課長心得 西村俊哉	
	監査委員 木村 衛	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 中峯潤子 議会事務局 高間隆弘 モニター係 吉仲真一	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	11番 大植 正 議員	12番 石田晏三 議員

# 川西町議会第3回定例会(議事日程)

平成21年9月18日(金) 午前10時00分再開

日 程	議案番号	件 名
第 1		委員長報告 認定第 1 号 ～ 認定第 2 号  議案第36号 ～ 議案第47号  質疑・討論  採決

(午前10時00分 再開)

議長(森本修司君) 皆さん、おはようございます。

これより平成21年川西町議会第3回定例会を再開します。

会議に先立ち、9番 中島正澄議員より本日の定例会への欠席届が提出されておりますので、御報告させていただきます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。よって、議会は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、委員長報告を議題といたします。

去る11日の定例会において上程されました認定第1号、平成20年度川西町一般会計・特別会計決算について、認定第2号、平成20年度川西町水道事業会計決算について、議案第36号、川西町一般会計補正予算についてより、議案第47号、川西町立幼稚園保育料及びバス使用料徴収条例の一部改正についてまでの12議案について一括議題といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森本修司君) 異議なしと認めます。

それでは、ただいまより、各委員会の審査の経過並びに結果について、順次委員長の報告を求めます。

厚生委員長、大植正君。

厚生委員長(大植 正君) 議長の御指名をいただきましたので、厚生委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

去る9月11日、本会議において当委員会に付託されました各議案につきまして、過日、9月14日に委員会を開催し、審議をいたしました、その結果を御報告申し上げます。

まず、認定第1号、平成20年度川西町一般会計・特別会計決算についてであります。

一般会計につきまして、委員より、解放同盟支部助成金廃止及び支部との調整の状況について質問があり、当局より、「廃止に向けては年次計画により減額を行ってきたところであり、計画に基づく廃止に向けての理解を得ている」との回答がありました。

また委員より、「基本健康診査と特定健康診査では検査項目に相違があるのか」との質問があり、当局より「基本健康診査は平成19年度までは実施されておりましたが、平成20年度には廃止され、健康増進法により生活保護受給者を対象に健康診査を実施しており、平成20年度より実施の特定健康診査については、高齢者の医療確保に関する法律に基づき医療保険者に実施が義務づけられたものである。心電図検査等一部の検査項目には特定健康診査の基本項目に入っていない項目もあるが、医師の判断により、詳細項目、追加項目として検査を行うこととなっている。なお、血清クレアチン検査については、町医師会、桜井医師会の御理解により、基本項目検査費用内で対応願うこととなっている」との回答がありました。

次に委員より、後期高齢者医療制度導入による国民健康保険特別会計への影響

について質問があり、当局より、「老人保健医療費拠出金においては、平成20年度は19年度より約1億4,500万円の減額、後期高齢者医療支援金については約1億円の支出である。後期高齢者医療制度における公費負担率は、老人保健制度と同様であるが、残り5割のうち1割については後期高齢者の保険料で補うことから、保険者としての負担は従来の5割から4割となる。このことから、保険者としての負担については軽減すると推測している。しかしながら、精算は2年後となるため、今後2年から3年の推移を見守っていく必要があると考えている」との回答がありました。

続いて国民健康保険特別会計について、委員より、「国民健康保険事業として実施の人間ドック・脳ドック助成が21年度より廃止されたが、予防医療の観点から継続すべきでは」との質問があり、当局より、「特定健康診査と同じく保険料を財源とする両ドックの助成については、生活習慣病予防のための特定健康診査を重点的に行っていく必要から廃止したものである。予防医療においては、特定健診を受診された方に対する保健指導が重要であり、特定健診の受診率向上に努めながら保健指導を強化し、医療費の抑制にもつなげていきたい」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、認定第1号、平成20年度川西町一般会計・特別会計決算における厚生委員会に付託されました決算については、承認いたしました。

次に、議案第36号、平成21年度川西町一般会計補正予算について、議案第37号、平成21年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第38号、平成21年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について、議案第39号、平成21年度川西町介護保健介護サービス事業勘定特別会計補正予算についてまでの4議案については、委員から、一般会計補正予算について、「福祉医療助成経費で増額補正されているが、これに係る積算はどのように行われたのか」との質問があり、当局より、「今回、福祉医療助成経費が増額となったのは、所得制限の撤廃により追加となる対象者分と小学校児童の入院に係る費用助成分である。追加となる対象者については実数による費用推計に基づくものであり、小学校児童の入院分については、加入医療保険に相違があり、現状を把握するのが困難なことから、児童数より入院の発生率を想定し、推計を行ったものである」との回答がありました。

また委員より、「幼児2人同乗自転車購入助成については、住民への制度利用周知に努めていただきたい」との意見がありました。

以上の審議をもちまして、4議案の補正予算は原案どおり承認いたしました。

次に、議案第43号、川西町乳幼児医療費助成条例の一部改正について、議案第44号、川西町心身障害者医療費助成条例の一部改正について、議案第45号、川西町母子医療費助成条例の一部改正について、議案第46号、川西町後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、慎重に審議いたしました結果、提案説明どおりであり、承認いたしました。

次に、当委員会に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条第6項の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるように議決されることをお願い申し上げまして、厚生委員会を代表いたしました委員長報告とい

たします。

議員各位には、何とぞよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（森本修司君）　　続きまして、総務・建設経済委員長、今田吉昭君。

総務・建設経済委員長（今田吉昭君）　議長の御指名をいただきましたので、総務・建設経済委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

当委員会は、平成21年9月15日に開催し、当委員会に付託されました各議案について当局から詳細な説明をいただき、慎重に審議いたしました。

まず、認定第1号、平成20年度川西町一般会計・特別会計決算についてであります。

委員より、「決算ベースにおいて、平成19年度から平成20年度では町の財務体質はどのように推移しているのか」との質問があり、当局から、「一つの考え方として、まず歳出総額39億7,900万円のうち町債元本の返済が7億4,000万円を占めているが、これは、新たな起債額を3億1,200万円に抑えたため、差し引き4億2,800万円の町債の減となる。また、決算のための基金取り崩し額は2,300万円であり、これを差し引きすると、4億500万円の財務体質の改善と見ることができる。また、決算のための基金取り崩し額も平成19年度の7,900万円から5,600万円の改善となっている」との回答がありました。

また委員より、「町債元本返済に係る費用を除く歳出と町税等の自主財源とのバランスはどうか」との質問があり、当局から、「平成19年度の町債元本返済を除く歳出は27億8,700万円、同じく平成20年度では32億3,900万円であるが、このうち土地開発基金取り崩しと学校施設整備基金積み立てが4億円、下永葬祭センター建設3,200万円といった歳入歳出がその事業で完結する当該年度限りの特別なものを除くと28億700万円となる。学校統合費用や施設修繕費等がかさみ、また、定額給付金や交付金事業といった国の事業費が加算される中で、人件費等経常経費の削減などにより、平成19年度比2,000万円の微増となっている。一方、町税、使用料・手数料といった歳入の合計は、平成19年度15億4,200万円に対し、平成20年度では19億9,800万円であるが、歳出でもあった学校施設整備基金積み立て等の特別なものを除くと15億6,600万円であり、平成19年度比2,400万円の微増となっている。これを比率でいうと、平成19年度は55.3%に対し、平成20年度は55.8%となっている。また、これらを国の定めた財務指標で見ると、財政力指数0.52から0.54へ、経常収支比率が103.3%から102.1%へと、いずれも改善してきているが、引き続き厳しい財政状況にあることは変わらないので、今後とも継続努力していく」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、認定第1号、平成20年度川西町一般会計・特別会計決算における当委員会所管分については、提案どおり認定いたしました。

続きまして、認定第2号、平成20年度川西町水道事業会計決算については、委員より、「平成19年度に料金の改定を行っているが、水道会計の悪化により、今後の料金改定についての考えはあるのか」との質問があり、当局から「景気の急激な悪化により使用水量が減少しているが、今後、景気が回復することで使用

水量の増加も考えられるため、料金改定収支計画の最終年度である平成22年度には、景気の動向と使用水量の推移を見定めて検討したい」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、認定第2号、平成20年度川西町水道事業会計決算については、提案どおり承認いたしました。

続きまして、議案第36号、平成21年度川西町一般会計補正予算、議案第40号、平成21年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算及び議案第41号、平成21年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算の3議案については、提案どおり承認いたしました。

また、議案第42号、川西町税条例の一部改正について、議案第47号、川西町立幼稚園保育料及びバス使用料徴収条例の一部改正の2議案についても、いずれも提案どおり承認いたしました。

以上が当委員会に付託されました各議案の審議の結果でございます。

次に、当委員会所管に係る審査事件につきましては、地方自治法第109条第6項の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、総務・建設経済委員長報告とさせていただきます。

何とぞ議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（森本修司君） 以上で各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

芝議員。

10番議員（芝 和也君） それでは、ただいま厚生委員会並びに総務・建設経済委員会の両委員長から報告がありました認定第1号、平成20年度川西町一般会計・特別会計決算について、認定第2号、平成20年度川西町水道事業会計決算について、並びに議案第36号、平成21年度川西町一般会計補正予算についてより、議案第47号、川西町立幼稚園保育料及びバス使用料徴収条例の一部改正についてまでの認定案2本と議案12本に対する討論を行います。

態度表明は、認定案は2本とも不承認、議案は、補正予算はすべて賛成です。条例案は、47号の幼稚園保育料及びバス使用料の改正案のみ反対で、あとは賛成するものであります。

認定第1号の平成20年度の一般会計と特別会計の決算についてであります。全部で8つの会計が一本にくくられております。それぞれの態度表明ですが、一般会計と特別会計の国保の認定については反対ですが、あとの6つの特別会計は賛成いたします。認定案としては一本にくくられておりますので、この1号認定案に対する態度表明は、反対、不認定の立場からのものであります。

まず、一般会計決算であります。平成20年度も今日同様に、住民の皆さんにあっては可処分所得の減少が始まっており、暮らしの展望が示されない厳しい

状況に覆われているのが実態でありました。結果、こうした負担と痛みを長年にわたって押しつけてきた自公政権が、さきの総選挙では、本町住民の皆さんを初め国民全体の厳しい審判が下り、政権を追いやられるに至ったことは、皆さん御承知のとおりであります。閉塞感からの脱出を求め、わらをもすがの思いで民主党を中心とする新しい政権に活路を見出すべく託したというのが大方の皆さんの胸中ではなかろうかと察します。まさに政治に求められているのは、こうした負担が膨らむ一方の暮らしの状況を打開し、先の展望をしっかりと示すことこそ、今日の政治の中身に求められている問題であります。

こうした観点から見た当該年度の取り組みにおいても、国の施策からいかに暮らしを守るかが問われているわけですが、そうした流れに呼応した取り組みを決算からはなかなか見出せません。廃止の方向は既に打ち出され、審議を通じても改めて確認はされていますが、人権施策費での部落解放同盟など一民間運動団体に対する補助金支出の問題、今日では15回までにその回数も引き上がりましたが、決算年度では3回にとどめている妊婦健診補助の問題、子どもの医療費助成も本年10月より小学校卒業までに引き上げられますが、当該年度においては国と県の意向の範囲内にとどめ、本町自らの取り組みが見当たりません。また、ごみの回収においては、実施は本年10月からですが、当該年度にはその費用負担を新たに求める措置が決定されました。分別の徹底によりごみの資源化が進められており、焼却ごみの総量は減少しているにもかかわらず、指定袋の有料化に踏み切る姿勢には到底納得できるものではありませんし、有料化とごみの減量には、導入に関係なく減少していることから、相関関係はありません。そこには新たな負担がついて回るだけの話であります。

さらには、教育を取り巻く環境にも大きな変化が見られます。学力の向上を目的に全国学力テストが導入されて2年目の年に当たりますが、この取り組みと学力の向上とはイコールになるものではありませんし、世界の流れからしましても、日本の子どもたちのゆとりの少なさは相当なものがあります。それは、たび重なる国連から日本政府への勧告の状況からも明らかです。全体のシステムを本町だけで改善することはかないませんが、教育条件をきちんと整備し、不必要な競争に身を置くことを避けることは可能でありますから、そうした意味でもこうした学力テストへの参加については再考することを改めて申し上げます。

いずれにしましても、住民の皆さんを取り巻く環境は依然厳しいことには変わりはありません。新政権が発足し、その動向が大きく注目される中、当座、みんなが求めている医療制度の拡充や教育扶助の充実、労働法制の抜本改定による雇用の安定など、政治の中身が問われています。こうした動きに連動させながら、本町における暮らしの応援策の充実を図り、自治体の実りある取り組みが後年度予算に反映されることを求めまして、一般会計の決算認定はいたしかねます。

次に、特別会計の国保です。

当該年度から新たな保険制度として、75歳という年齢を重ねただけで別建ての保険制度に囲い込む、世界じゅうを見ても医療保険制度を敷いている国の中では異例の年齢で加入する保険を区分する制度の後期高齢者医療保険がスタートいたしました。制度の是非とは別に、このことで、結果、それまでの老人保健の拠

出金と新たな後期高齢者医療保険への支援金との差額が生じ、国保会計としては若干のプラスにその運営はなされたようであります。初年度のことであり、今後の経過を見守る必要はありますが、この制度も新政権のもと、早晚撤廃の方向が打ち出されていますので、国保の運営も一層重要となってまいります。

今日、国民皆保険制度の要をなすのが市町村国保でありますから、保険会計を維持していくためにも、相応の財源の確保は欠かせません。その方向が保険税だけでは、本町の今日における加入者の所得の分布は所得200万円まででおおむね8割を数える状況ですから、幾ら賦課したとしても、既に支払能力も限界の域に達していて、一層の厳しい負担を求めるだけのことにしかありません。そういう意味では、予防保健事業に力を入れ、これともタイアップして、当該年度で最後になった人間ドックや脳ドックへの補助を復活させることや一般会計での取り組みもあわせ、高齢者の肺炎球菌ワクチンや子どものヒブワクチンへの補助に組み、任意接種から定期接種に道を開く方途を探るべきと心得ます。住民誰もがやがては加入する保険でありますから、保険税の不足分を一般会計から補うことも視野に入れて策をめぐらすことも検討するよう求める次第であります。

これらの取り組みを通じて本会計の安定につながるすべを見出す措置をぜひ後年度の会計運営に反映されることを求めまして、本会計決算も承認いたしかねます。

あとの特別会計決算については、認定いたします。

次に、認定第2号、川西町水道事業会計決算についてであります。態度表明は、不認定、反対の立場からのものであります。

当該年度の決算では、経理上は水の売れ行きが、今日の不況の影響が反映し、これまでに比べて伸び悩んでいるとのことであり、そういう意味においては経営の厳しさは否めないようであります。水道事業においては、積年の取り組み同様に、その安定供給に向け、日々鋭意努力がなされており、敬意を表するところではありますが、経営の安定に向け、料金体系の見直しも適宜実施し、今日に至っておりますが、同時に会計の見直しとしては、議論は平行線をたどっている加入分担金など水購入ための費用は営業収益に勘定することを引き続き求める次第であります。また、今日の水需要の伸び悩みと不況の関係もよく研究の必要がありますが、こうしたときこそ内部留保金の着手も検討すべきですし、減価償却の扱いも検討の余地はあると考えます。当座さまざま要因が働き、経営の悪化を避けられない事態に至った場合には、こうした観点での検討を加えた上での手だてを打つことを引き続き申し述べ、後年度の予算編成にはこれらの改善に踏み切られんことを求めまして、本決算につきましても認定いたしかねる次第であります。

続きまして、議案第36号から41号までの平成21年度の川西町一般会計及び各特別会計の補正予算関係についてであります。態度表明は、すべて賛成の立場からのものであります。

一般会計の補正では、地デジ化に対応するべく小中学校でのテレビの入れ替え、低公害車への公用車の入れ替え、戸別受信機の購入等々、地域活性化経済対策の交付金で見込まれていますが、いずれの使い道もそれはそれとして生かされるものにはなりますが、本来の目的からすれば、今日の住民生活をどう応援していく

のか、これらの財源を活用してどう活性化につなげていくのかが問われています。こういう点では、暮らしに役立ち、かつ雇用に連鎖する施策に道を探るべきではと考えます。また、子どもの医療費の小学校卒業までの年齢引き上げや福祉医療全般の所得制限の解除を実施、幼児を乗せる3人乗り自転車の購入補助など、住民要望に沿う施策の実施や拡充が図られます。これこそ自治体の本分としての取り組みと心得ます。これらについては継続して実施され、効果を見きわめて一層の充実に向けた取り組みとなるよう求めるものであります。

以下、特別会計の補正につきましては、実績や精算に伴うものや必要が生じた予算措置などであり、これら補正予算については、すべて賛成いたします。

最後に、議案第42号から47号までの条例関係についてであります。態度表明としましては、47号の川西町立幼稚園保育料及びバス使用料徴収条例の一部改正除きまして、すべて賛成するものであります。

まず、賛成議案についてです。

このうち43号、44号、45号に関連しますが、福祉医療の所得制限の解除が実施されます。この措置は、制度の本来の役割を満たすものであり、これまでの制限がこれに反していたことから、自治体の役目を果たす取り組みとして、その姿勢を高く評価するものであります。また同時に、10月1日から実施の子どもの医療費の助成年齢を小学校卒業までに引き上げる取り組みは、入院に限ったものにとどまっています。負担の大きい入院についてということではありますが、子どもの成長を見守る役目としては、さらに範囲を広げた取り組みとなるよう、通院も含めた検討を求めるとともに、入院限定での実施とするならば、いっそのこと義務教育終了までを対象年齢として実施をしてもよいと考えます。各地の実態からも、年齢が上がるほど体も丈夫になることから、予算的にもそんなに変わりはないようですから、そこは懐の深い取り組みとして今後に生かしていただくよう申し添えるものであります。

反対の立場からの47号の幼稚園の保育料とバス使用料の引き上げについてです。値上げ幅はそれぞれ200円で、来年4月1日からの実施です。この間4年間据え置いてきたことと交付税の算定基礎が前年度比で200円増しになったことなどからの引き上げ提案ですが、そもそも保育料を幾らに定めるかは、保育園の場合と違い、幼稚園の場合は基準がありませんから、難しいところです。今回は、上げ幅の基準に交付税の算定基礎を置いて、そのタイミングでバスもあわせてとのことですが、今日、ほとんどの家計では可処分所得が引き下げられているのが実態です。それはほとんどの職種に及んでおり、公務員も例外ではなく、今年の人勧では期末手当にとどまらずに給料そのものも引き下げの方向が出されています。こうしたもとの今般の措置は、さらにこれを進める方向に形の上では働きます。だからけしからんとは言いませんが、考え方として、義務教育の前のステップとしての取り組みである幼稚園保育料を幾らにするかは、交付税の算定基礎の上げ幅に準拠するというよりも、幼稚園の教育全体を通じてかかる費用の一部であるわけですし、その運営を父母の負担で賄うわけではないわけですから、かつての高度成長期のように所得が倍増するようなよほどのことがない限りは、現行の保育料を維持すれば、事はそれで済むものと考えます。適宜の引き上げを

実施すれば上げ幅が大きくなるとの御意見もお持ちのようですが、それは保育料を幾らにするとの定めがなく、引き上げを前提としている見方があるからではないかと推察する次第です。

よって、今般の引き上げ案には、据え置くことを求めまして、反対するものがあります。

以上、今般上程の認定案2本、議案12本に対する討論を終わります。

議長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

宗行議員。

4番議員（宗行正昭君） 角度を変えて討論してみたいんですが。個々の1件1件のことについては、それぞれなるほどと思う反対論もございますでしょう。ただ、もっとトータルで考えないといかんことは、当分合併なんてないんですよ。川西町は川西町として自立して生きていかんならん。そこへ持ってきて税収、国からの仕送りがとんと増えない状況の中で、少しでも借金を減らして次の学校という目標を立てて川西町政をやっておるわけですから、何もかもが満たされるはずはありません。

そういう中で、総務委員長報告にもございましたように、平成20年度の一般会計は、よく締まった、また将来の目標を見据えた町債、実質4億からの財務体質を改善しておる。立派な決算じゃありませんか。どこも反対することないと思いますよ。トータルで見ましょう、トータルで。

特に、この厳しい町長選挙を住民の信任を得られたわけでございますから、自信を持って、自立できる川西町、それを目指して町政運営にお取り組みいただきたい。

その限りにおいては、当認定第1号、認定第2号、すべて賛成するものであり、また、幼稚園の200円値上げについても、町が自立しようとしたら、やっぱり住民が応分負担していかんや自立できんのですよね。どこかから金が降ってわいてくるわけじゃないんですから。だから、やっぱり適宜に住民にお願いして、御負担願うものは御負担願っておかんと、ためていっておったら、やがてこけちゃいますよ。そういう意味では、今回の幅で値上げなさることには賛成であります。

以上、討論を終わります。

議長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

認定第1号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（森本修司君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり認定いたしました。

次に、認定第2号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（森本修司君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり認定いたしました。

た。

次に、議案第 36 号から議案第 41 号の 6 議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長 (森本修司君) 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 42 号から議案第 46 号の 5 議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長 (森本修司君) 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 47 号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長 (森本修司君) 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、本定例会の日程はすべて終了いたしました。

議員各位には、何かとお忙しい折にもかかわらず、本定例会に提案されました諸議案につきまして慎重に御審議賜り、かつ議会運営に御理解ある御協力をいただきましたことに対し、議長として厚く御礼申し上げる次第でございます。

理事者におかれましては、今後も引き続き厳しい財政環境が予想されるため、予算の執行に当たっては、経済性、効率性及び有効性に配慮しつつ、厳正な執行を望むものであります。また、議員各位から出されました御意見なり要望を十分に尊重していただき、今後の町政に一層の御努力を賜りたいと思っております。

閉会に当たり、町長より閉会の挨拶をお願いいたします。

町長。

町 長 (上田直朗君) 閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

提出いたしました各議案につきまして、慎重に御審議を賜り、認定、議決、また同意をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

審議を通じまして議員各位から賜りました御意見や御指摘を今後の町政に生かしてまいりたいと考えております。大変厳しい財政状況下でございますけれども、健全な財政運営を基本として、今後も川西町の充実・発展のために努めてまいり所存でございますので、議員皆様方におかれましても、町政の進展になお一層の御理解と御協力をいただき、御指導賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の御挨拶にかえさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

議 長 (森本修司君) これをもちまして、平成 21 年川西町議会第 3 回定例会を閉会します。

ありがとうございました。

(午前 10 時 36 分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成21年9月18日

川西町議会

議 長

署名議員

署名議員

## (議決の結果)

議案番号	件名	議決月日	審議結果
認定第1号	平成20年度川西町一般会計・特別会計決算について	9月18日	原案認定
認定第2号	平成20年度川西町水道事業会計決算について	9月18日	原案認定
承認第9号	平成21年度川西町一般会計補正予算の専決処分について	9月11日	原案承認
承認第10号	平成21年度川西町一般会計補正予算の専決処分について	9月11日	原案承認
議案第36号	平成21年度川西町一般会計補正予算について	9月18日	原案可決
議案第37号	平成21年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について	9月18日	原案可決
議案第38号	平成21年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について	9月18日	原案可決
議案第39号	平成21年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算について	9月18日	原案可決
議案第40号	平成21年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について	9月18日	原案可決
議案第41号	平成21年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算について	9月18日	原案可決
議案第42号	川西町税条例の一部改正について	9月18日	原案可決
議案第43号	川西町乳幼児医療費助成条例の一部改正について	9月18日	原案可決
議案第44号	川西町心身障害者医療費助成条例の一部改正について	9月18日	原案可決
議案第45号	川西町母子医療費助成条例の一部改正について	9月18日	原案可決
議案第46号	川西町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	9月18日	原案可決
議案第47号	川西町立幼稚園保育料及びバス使用料徴収条例の一部改正について	9月18日	原案可決
同意第3号	川西町教育委員会委員の任命について	9月11日	原案同意